

# 世界遺産条約履行のための作業指針

ユネスコ

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会



世界遺産センター  
文化庁 仮訳 2018年12月

注意：本日本語訳は、世界遺産条約に関わる推薦準備、モニタリングなどの諸手続きに関わる日本国内の関係者が、世界遺産条約履行のための作業指針を理解する上での一助として作成したものです。規定の内容に不明な点がある場合などは、できるだけ原文をあわせて参照してください。

本作業指針は世界遺産委員会での決定内容を反映するため定期的に改定されます。作業指針の使用にあたってはユネスコ世界遺産センターのホームページ（下記）に掲載されている作業指針の日付を確認し、常に最新版を参照するようにして下さい。

作業指針原文（英語、フランス語）、世界遺産条約原文（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語）、その他の世界遺産関連文書は世界遺産センターから入手できます。

ユネスコ世界遺産センター

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel : +33 (0)1 4568 1876

Fax : +33 (0)1 4568 5570

E-mail : [wh-info@unesco.org](mailto:wh-info@unesco.org)

URL : <http://whc.unesco.org/>

<http://whc.unesco.org/en/guidelines> (英語)

<http://whc.unesco.org/fr/orientations> (フランス語)

## 目次

章		段落番号
略語一覧		
<b>I.</b>	<b>はじめに</b>	
<b>I.A</b>	<b>作業指針</b>	<b>1-3</b>
<b>I.B</b>	<b>世界遺産条約</b>	<b>4-9</b>
<b>I.C</b>	<b>世界遺産条約締約国</b>	<b>10-16</b>
<b>I.D</b>	<b>世界遺産条約締約国会議</b>	<b>17-18</b>
<b>I.E</b>	<b>世界遺産委員会</b>	<b>19-26</b>
<b>I.F</b>	<b>世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）</b>	<b>27-29</b>
<b>I.G</b>	<b>世界遺産委員会諮問機関：</b>	<b>30-37</b>
	・ ICCROM 32-33	
	・ ICOMOS 34-35	
	・ IUCN 36-37	
<b>I.H</b>	<b>その他の機関</b>	<b>38</b>
<b>I.I</b>	<b>世界遺産保護のパートナー</b>	<b>39-40</b>
<b>I.J</b>	<b>関係条約等</b>	<b>41-44</b>
<b>II.</b>	<b>世界遺産一覧表</b>	
<b>II.A</b>	<b>世界遺産の定義</b>	<b>45-53</b>
	・ 文化遺産・自然遺産 45	
	・ 複合遺産 46	
	・ 文化的景観 47	
	・ 動産遺産 48	
	・ 顕著な普遍的価値 49-53	

<b>II.B</b>	<b>世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保</b>	<b>54-61</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー-58</li> <li>・ その他の措置 59-61</li> </ul>	
<b>II.C</b>	<b>暫定リスト</b>	<b>62-76</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続き及び書式 62-69</li> <li>・ 計画・評価ツールとしての暫定リスト 70-73</li> <li>・ 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング 74-76</li> </ul>	
<b>II.D</b>	<b>顕著な普遍的価値の評価基準</b>	<b>77-78</b>
<b>II.E</b>	<b>完全性及び/又は真正性</b>	<b>79-95</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真正性 79-86</li> <li>・ 完全性 87-95</li> </ul>	
<b>II.F</b>	<b>保護と管理</b>	<b>96-119</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立法措置、規制措置、契約による保護措置 98</li> <li>・ 効果的な保護のための境界線の設定 99-102</li> <li>・ 緩衝地帯 103-107</li> <li>・ 管理体制 108-118</li> <li>・ 持続可能な利用 119</li> </ul>	
<b>III.</b>	<b>世界遺産一覧表への資産記載の流れ</b>	
<b>III.A</b>	<b>推薦の準備</b>	<b>120-128</b>
<b>III.B</b>	<b>推薦の書式及び内容</b>	<b>129-133</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資産の範囲 132.1</li> <li>2. 資産の内容 132.2</li> <li>3. 記載の価値証明 132.3</li> <li>4. 保全状況及び資産に影響を与える諸条件 132.4</li> <li>5. 保護と管理 132.5</li> <li>6. モニタリング 132.6</li> <li>7. 資料 132.7</li> <li>8. 管理機関の連絡先 132.8</li> <li>9. 締約国代表署名 132.9</li> <li>10. 必要部数について 132.10</li> </ol>	

	11. 用紙及び電子フォーマットについて 132.11	
	12. 送付について 132.12	
<b>III.C</b>	<b>特異な資産の推薦に係る要件</b>	<b>134-139</b>
	・ 国境を越える資産 134-136	
	・ 連続性のある資産 137-139	
<b>III.D</b>	<b>推薦書の事務局登録</b>	<b>140-142</b>
<b>III.E</b>	<b>諮問機関による審査</b>	<b>143-151</b>
<b>III.F</b>	<b>推薦の撤回</b>	<b>152</b>
<b>III.G</b>	<b>世界遺産委員会による決定</b>	<b>153-160</b>
	・ 記載 154-157	
	・ 不記載 158	
	・ 情報照会 159	
	・ 記載延期 160	
<b>III.H</b>	<b>緊急的推薦</b>	<b>161-162</b>
<b>III.I</b>	<b>世界遺産一覧表記載資産の範囲、価値基準、名称に係る変更</b>	<b>163-167</b>
	・ 範囲の軽微な変更 163-164	
	・ 範囲の重大な変更 165	
	・ 価値基準の変更 166	
	・ 名称の変更 167	
<b>III.J</b>	<b>スケジューラー早見表</b>	<b>168</b>
<b>IV.</b>	<b>世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング</b>	
<b>IV.A</b>	<b>リアクティブモニタリング</b>	<b>169-176</b>
	・ リアクティブモニタリングの定義 169	
	・ リアクティブモニタリングの目的 170-171	
	・ 締約国等からの情報収集 172-174	
	・ 世界遺産委員会による決定の採択 175-176	
<b>IV.B</b>	<b>危険にさらされている世界遺産一覧表</b>	<b>177-191</b>
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載に関する指針 177	
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準 178-182	
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き 183-189	
	・ 危険にさらされている世界遺産の保全状況の定期的見直し 190-191	
<b>IV.C</b>	<b>世界遺産一覧表からの削除に係る手続き</b>	<b>192-198</b>

<b>V.</b>	<b>世界遺産条約の履行に係る定期的報告</b>	
V.A	目的	199-202
V.B	手続き及び書式	203-207
V.C	審査及びフォローアップ	208-210
<b>VI.</b>	<b>世界遺産条約を推進するための支援</b>	
VI.A	目的	211
VI.B	キャパシティビルディング及び研究	212-216
	・ 研修に係るグローバルストラテジー 213	
	・ 研修に係る国家戦略及び地域協力 214	
	・ 研究 215	
	・ 国際的援助 216	
VI.C	普及啓発及び教育	217-222
	・ 普及啓発 217-218	
	・ 教育 219	
	・ 国際的援助 220-222	
<b>VII.</b>	<b>世界遺産基金と国際的援助</b>	
VII.A	世界遺産基金	223-224
VII.B	その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ	225-232
VII.C	国際的援助	233-235
VII.D	国際的援助の原則と優先順位	236-240
VII.E	早見表	241
VII.F	手続き及び書式	242-246
VII.G	国際的援助要請の審査及び承認	247-254
VII.H	契約手続き	255
VII.I	国際的援助の評価及びフォローアップ	256-257

<b>VIII.</b>	<b>世界遺産エンブレム</b>	
<b>VIII.A</b>	前文	<b>258-265</b>
<b>VIII.B</b>	適用範囲	<b>266</b>
<b>VIII.C</b>	締約国の責務	<b>267</b>
<b>VIII.D</b>	世界遺産エンブレムの適切な使用	<b>268-274</b>
	・ 世界遺産一覧表記載記念銘	269-274
<b>VIII.E</b>	世界遺産エンブレムの使用に関する原則	<b>275</b>
<b>VIII.F</b>	世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き	<b>276-278</b>
	・ 国内機関の合意	276-277
	・ クオリティコントロール (QC)	
	内容承諾書	278
<b>VIII.G</b>	クオリティコントロールに関する締約国の権利	<b>279</b>
<b>IX.</b>	<b>情報の管理・提供</b>	
<b>IX.A</b>	事務局による情報の保管	<b>280-284</b>
<b>IX.B</b>	世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供	<b>285-287</b>
<b>IX.C</b>	一般向けの情報提供、出版物の発行	<b>288-290</b>

付属資料		ページ
1.	条約批准書、受諾書、加入書書式見本	81
2.	2.A. 暫定リスト提出書式	83
	2.B. 複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦する予定の資産についての暫定リスト提出書式	84
3.	特種な資産に係る世界遺産一覧表への記載に関する指針	87
4.	世界遺産における真正性	95
5.	世界遺産一覧表記載推薦書式	101
6.	諮問機関による推薦審査手続き	115
7.	世界遺産条約の適用に係る定期的報告の書式	123
8.	国際的援助要請書	133
9.	諮問機関による国際的援助要請審査基準	151
10.	顕著な普遍的価値の言明	155
11.	世界遺産資産範囲等の変更	156
12.	諮問機関による勧告に関する事実誤認提出様式	160
13.	保全状況報告書提出様式	
14.	世界遺産エンブレム使用に関する表	
参考文献		158

## 略語一覧

DoCoMoMo	モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会 (International Committee for the Documentation and Conservation of Monuments and Sites of the Modern Movement)
ICCROM	文化財保存及び修復の研究のための国際センター (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)
ICOMOS	国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites)
IFLA	国際造園家連盟 (International Federation of Landscape Architects)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)
IUGS	国際地質科学連合 (International Union of Geological Sciences)
MAB	人間と生物圏計画 (Man and the Biosphere programme of UNESCO)
NGO	非政府機関 (Non-governmental organization)
TICCIH	国際産業遺産保存委員会 (International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNEP-WCMC	世界自然保全モニタリングセンター (World Conservation Monitoring Centre (UNEP))
UNESCO	ユネスコ (国連教育科学文化機関) (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)



## I. はじめに

### I.A 作業指針

1. 世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）は、以下に示す手続きを定めることにより世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」又は「条約」）の履行を促すことを目的とする。
  - a) 世界遺産一覧表及び危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載
  - b) 世界遺産一覧表記載資産の保護及び保全
  - c) 世界遺産基金に基づく国際的援助
  - d) 条約に対する各国の支援、国際的支援の動員
2. 作業指針は世界遺産委員会での決定を反映するため定期的に改定される。
3. 本作業指針は主に下記の利用者を想定して作成されている。
  - a) 世界遺産条約の締約国
  - b) 顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下、「世界遺産委員会」又は「委員会」）
  - c) 世界遺産委員会事務局としてのユネスコ世界遺産センター（以下、「事務局」）
  - d) 世界遺産委員会諮問機関
  - e) 世界遺産一覧表記載資産の保護に携わる遺産管理者、関係者、協力者

作業指針改定の歴史については以下の URL を参照。  
<http://whc.unesco.org/en/guidelineshistorical>（英語）

### I.B 世界遺産条約

4. 文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。遺産を構成する個々の資産

は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつづける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。

5. 世界の遺産の適切な認定、保護、保全、公開を出来る限り担保するため、ユネスコ加盟国は 1972 年に世界遺産条約を採択した。同条約には、「世界遺産委員会」及び「世界遺産基金」の設立が盛り込まれており、委員会、基金共に 1976 年から活動を行っている。
6. 1972 年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。
7. 条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。
8. 個々の資産が有する顕著な普遍的価値を評価することと共に、締約国が世界遺産一覧表記載資産の保護管理を進めていく上での指針を閉めることを目的として、世界遺産一覧表へ資産を記載するための基準及び条件のとりまとめが行われた。
9. 世界遺産一覧表に記載されたある資産が重大かつ明確な危険に脅かされている場合には、委員会は当該資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載することを検討する。当該資産を世界遺産一覧表に記載する根拠となった顕著な普遍的価値が破壊されたときは、委員会は世界遺産一覧表からの削除を検討する。

### **1.C 世界遺産条約締約国**

10. 各国は条約の締約国になることが奨励されている。批准書、受諾所、加入書の見本を付属資料 1 に示す。（寄託する際には、）署名された原本をユネスコ事務局長宛に送付すること。
11. 条約締約国の一覧表は次のウェブアドレスに掲載されている。  
<http://whc.unesco.org/en/statesparties>（英語）
12. 条約締約国は、世界遺産資産の認定や推薦、保護において、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティー、非政府組織（NGO）及びその他の利害関係者、協

力者など幅広い関係者の参加を確保することが推奨される。

13. 条約締約国は、条約の履行に関する窓口として第一義的な責任を有する政府機関の名称及び連絡先を事務局に提出すること。事務局による公式の連絡及び文書の送付は、この窓口機関に対して行われる。各国窓口機関の一覧表は次のウェブアドレスに掲載されている。  
<http://whc.unesco.org/en/statespartiesfocalpoints>。締約国各国は、自国内において当該情報を公開するとともに、最新の情報を提供することが推奨される。

14. 締約国は、定期的に 文化遺産及び自然遺産の専門家を集め、条約の履行について議論することが奨励される。その際、適宜、諮問機関の代表及びその他の専門家を招聘することも考えられる。

15. 文化遺産及び自然遺産が存在する締約国の主権を十分に尊重しつつ、条約締約国は、遺産を保護するために協力することが国際社会の集団的利益となることを認識する。世界遺産条約締約国は以下の責務を有する。

世界遺産条約第 6 条第 1 項  
参照

a) 自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと。また、他の締約国の要請に応じて、これらの作業に係る支援を行うこと。

世界遺産条約第 4 条及び第  
6 条第 2 項参照

b) 遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること。

世界遺産条約第 5 条参照

c) 遺産保護を総合計画に統合すること。

d) 遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること。

e) 遺産をおびやかす危険への対策を開発するための科学的、技術的研究を進めること。

f) 遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること。

g) 遺産の保護、保全、公開を行う国又は地域研修センターの設置、発展を促進し、これらの分野における科学的調査を推進すること。

- h) 自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと。 世界遺産条約第 6 条第 3 項参照。
- i) 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界遺産委員会に提出すること（これを暫定リストと呼ぶ）。 世界遺産条約第 11 条第 1 項参照
- j) 世界遺産基金に対し、条約締約国会議で決定された額に基づいて分担金を定期的に拠出すること。 世界遺産条約第 16 条第 1 項参照。
- k) 世界遺産の保護のための寄附を募るため、国、公共、民間による財団又は団体の設立を検討、推進すること。 世界遺産条約第 17 条参照
- l) 世界遺産基金のために行われる国際的募金運動を支援すること。 世界遺産条約第 18 条参照
- m) 教育及び広報を通じて、自国民が条約の第 1 条及び第 2 条により定義される文化遺産及び自然遺産の価値に対する理解を深め、より尊重するよう努めること。又、遺産を脅かす危険にについて公衆に周知すること。 世界遺産条約第 27 条参照。
- (n) 世界遺産条約の履行及び資産の保全状況について、世界遺産委員会に報告すること。 世界遺産条約第 29 条参照。又、第 11 回締約国会議（1997）決議参照。
16. 締約国は、世界遺産委員会会合及びその下部組織の会合に出席することが奨励される。 世界遺産委員会手続規則第 8 条第 1 項 参照

#### **I.D 世界遺産条約締約国会議**

17. 世界遺産条約締約国会議は、ユネスコ総会の会期の間で開催される。会議は、手続規則に従って進行される。手続規則は以下のウェブアドレスに掲載されている。<http://whc.unesco.org/en/garules>（英語） 世界遺産条約第 8 条第 1 項参照。世界遺産委員会手続規則第 49 条 参照
18. 会議では、すべての締約国に適用される同一の百分率により世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の構成国を選出する。締約国会議及びユネスコ総会の両者に対して、世界遺産委員会は活動報告を行う。 世界遺産条約第 8(1)条、第 16 条第 1 項、第 29 条参照。世界遺産委員会手続規則第 49 条 参照。

## I.E 世界遺産委員会

19. 世界遺産委員会は 21 の構成国から成り、年 1 回以上の頻度で会合を開催する（6 月～7 月頃）。委員会は、ビューロー会議を設置し、委員会会合期間中に必要と判断される回数のビューロー会議を開催する。委員会及びビューロー会議の構成は、次のウェブアドレスを参照。  
<http://whc.unesco.org/en/committeemembers>（英語）
20. 委員会は、手続規則に従って会議の運営を行う。手続規則は次のウェブアドレスで公開されている。  
<http://whc.unesco.org/committeerules>（英語）
21. 委員会の構成国の任期は 6 年間とするが、衡平な代表性を確保し、持ち回りにより機会が均等に与えられるように、締約国各国が自発的に任期を 6 年から 4 年に短縮するとともに、再選を自粛することを検討するよう委員会会合は推奨している。
22. 世界遺産一覧表記載資産を持たない締約国に対して、締約国会議に先立って開催される委員会会合の決定に基づいて、一定数の議席を割り当てることができる。
23. 委員会の決定は客観的かつ科学的な検討に基くものであり、委員会の名のもとに実施される査定は完全かつ責任を持って行われなければならない。そのような決定は以下に依存することを委員会は認識する。
- a) 注意深く準備された書類
  - b) 完全かつ一貫性ある手続き
  - c) 資格ある専門家による審査
  - d) 必要な場合は、専門審査員の利用
24. 委員会の主要な機能は、締約国と協力し、
- a) 暫定リスト及び締約国により提出される推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に記載すること。

事務局の世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ連絡をとることができる。

世界遺産条約第 9 条第 1 項参照。

世界遺産条約第 8 条第 2 項参照。

世界遺産条約締約国会議第 7 回会合（1989）、第 12 回会合（1999）、第 13 回会合（2001）

締約国会議手続規則第 14 条第 1 項参照

世界遺産条約第 11 条第 2 項参照

- b) 世界遺産一覧表記載資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。 世界遺産条約第 11 条第 7 項及び第 29 条参照
- c) どの世界遺産一覧表記載資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に記載するか又は削除するかについて決定すること。 世界遺産条約第 11 条第 4 項及び第 11 条第 5 項参照
- d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
- e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。 世界遺産条約第 21 条第 1 項及び第 21 条第 3 項 条参照
- f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の用途を決定すること。 世界遺産条約第 13 条第 6 項参照
- g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
- h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。 世界遺産条約第 29 条第 3 項参照, and Rule 49 of the Rules of procedure of the World Heritage Committee.
- i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
- j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。

である。

25. 条約の履行を促進するため、委員会は戦略目標を策定する。委員会の目標及び目的を定義するとともに、世界遺産への新たな脅威に確実に効果的な対応がなされるよう、定期的に見直しを行い改定を行う。 1992 年に委員会で採択された最初の「戦略的方向性」については、document WHC-92/CONF.002/12 の付属資料 II を参照。
26. 現在の戦略目標（5 つの C）は以下のとおり。 2002 年に世界遺産委員会が改定を行ったは戦略目標「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002)は、下記から入手可：  
<http://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration>（英語）
1. 世界遺産一覧表の**信用性（Credibility）**の強化
  2. 世界遺産資産の効果的な**保全（Conservation）**の確実な担保
  3. 締約国における効果的な**キャパシティビルディング（Capacity-building）**の促進

4. コミュニケーション（Communication）を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大
5. 世界遺産条約の履行においてコミュニティ（Communities）が果たす役割の強化

決定 31 COM 13B を参照

## I.F 世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）

ユネスコ 世界遺産センター  
7, place de Fontenoy  
75352 Paris 07 SP  
France  
Tel: +33 (0) 1 4568 1571  
Fax: +33 (0) 1 4568 5570  
E-mail: wh-  
info@unesco.org  
www: <http://whc.unesco.org/>

27. 世界遺産委員会は、ユネスコ事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。現在、事務局の役割は、この目的のために 1992 年に設立された世界遺産センターが担っている。又、ユネスコ事務局長は、世界遺産センターの局長を委員会の秘書に任命している。事務局は締約国及び諮問機関を補佐し、協力する。事務局はまたユネスコの他の活動分野及び地方事務所と緊密な連携を図りつつ活動する。

世界遺産条約第 14 条参照

世界遺産委員会手続規則第 43 条参照

回覧書簡 16（2003 年 10 月 21 日付け）  
<http://whc.unesco.org/circs/circ03-16c.pdf>（英語）

28. 事務局の主要な活動内容は以下のとおり。

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
- b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決議の履行、及び、実施状況の報告。
- c) 世界遺産一覧表推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。
- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
- e) 定期的報告の運営。
- f) リアクティブモニタリングミッション<sup>1</sup>を含むリアクティブモニタリングの調整及び実施、ま

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照。  
「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）参照

決定 39 COM11 参照

<sup>1</sup> リアクティブモニタリングミッションは、脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である（第 169

た、適宜、アドバイザーミッション<sup>2</sup>の調整及び参加

- g) 国際的援助の調整。
- h) 世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保。
- i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助。
- j) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

29. これらの活動の実施にあたっては、委員会の決議及び戦略目標、締約国会議に従うこととし、諮問機関と密接に連携すること。

### I.G 世界遺産委員会諮問機関

30. 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCRUM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター)、及び ICOMOS (国際記念物遺跡会議)、そして IUCN (国際自然保護連合) とする。

世界遺産条約第 8 条第 3 項参照

31. 諮問機関の役割は以下のとおり。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。

世界遺産条約第 13 条第 7 項参照。  
決定 39 COM11 参照

---

段落参照)。世界遺産委員会による要請により、関係締約国との協議しつつ、資産の状態、資産に対する危険、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、若しくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、現地調査の結果について委員会に報告するところまでを含む(第 176.e 段落参照)。リアクティブモニタリングミッションの内容(TOR)は、世界遺産委員会により採択された決議に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。

<sup>2</sup>アドバイザーミッションは締約国により自主的に開始されるものであり、厳密に条約上に規定されたものでも必修の手続きでもなく、要請を行う締約国の考え、判断に拠る。アドバイザーミッションは、具体的な事項に関して、ある締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定リスト若しくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスを行ったり、それとは別に、資産の保全状況にかかわったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスを行ったりする。アドバイザーミッションの内容 (TOR) は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関その他の機関との協議のもと決定される。アドバイザーミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。但し、当該締約国が国際支援若しくは決議 38 COM 12 により承認されたアドバイザーミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる部分を除く。

- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。
- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。
- d) 世界遺産資産（委員会の要請によるリアクティブモニタリング及び締約国の招聘によるアドバイザーミッションを含む）の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表記載推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照

世界遺産条約第 8 条第 3 項参照

## ICCROM

- 32. ICCROM (文化財保存及び修復の研究のための国際センター)は、本部をイタリア、ローマにおく国際的な政府間機関である。ユネスコによって 1956 年に設立され、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を行うことを目的とする。
- 33. 条約に関する ICCROM の特定の役割は次のものが含まれる。文化遺産に関するトレーニングにおいて主導的な協力機関となること。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

### **ICCROM**

Via di S. Michele, 13  
I-00153 Rome, Italy  
Tel : +39 06 585531  
Fax: +39 06 5855 3349  
Email: [iccrom@iccrom.org](mailto:iccrom@iccrom.org)  
<http://www.iccrom.org/>

## ICOMOS

- 34. ICOMOS (国際記念物遺跡会議)は、本部をフランス、パリにおく非政府機関である。1965 年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、そして、科学技術の応用を推進することを目的とする。

### **ICOMOS**

1964年に制定された記念物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ベニス憲章）に示された原則を基盤として活動している。

11 rue de Séminaire de  
Conflans  
94220 Charenton-le-Pont  
France  
Tel : +33 (0)1 41 94 17 59  
Fax : +33 (0)1 48 93 19 64  
E-mail:  
secretariat@icomos.org  
http://www.icomos.org/

35. 条約に関する ICOMOS の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を提供すること。

## IUCN

36. IUCN-国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources) は、1948年に設立され、国家政府、NGO、科学者をメンバーとする世界的組織である。自然の完全性及び多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源利用を担保するために、世界中の科学者を支援することを目的とする。IUCNの本部はスイスのグランに置かれている。

### IUCN – 国際自然保護連合

rue Mauverney 28  
CH-1196 Gland, Switzerland  
Tel: + 41 22 999 0001  
Fax: +41 22 999 0010  
E-Mail: mail@hq.iucn.org  
http://www.iucn.org

37. 条約に関する IUCN の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査を行うこと。世界遺産の自然資産の保全状況の監視、締約国から提出された国際的援助要請の審査を行うこと。キャパシティビルディングへのアドバイス及び支援を尾提供すること。

## I.H その他の機関

38. 委員会は、リアクティブモニタリングミッションを含めて、その計画及びプロジェクトの履行に関して、適切な能力及び専門的知識を有する他の国際機関や非政府機関に協力支援を要請することができる。

決定 39 COM11 参照

## I.I 世界遺産保護のパートナー

39. 推薦及び管理、モニタリングにおいて、パートナーシップ型の取り組みを進めることは、世界遺産資産の保護及び条約の履行に大きく貢献するものである。

40. 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、先住民族、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者

**The Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2007)**

決定 39 COM11 参照

は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

## **I.J 関連条約等**

41. 世界遺産委員会は、ユネスコの関連プログラム及び関連条約とより緊密に連携を図ることの重要性を認識する。関連する地球規模の保全制度、条約等の一覧を、第44段落に示す。
42. 世界遺産委員会は、事務局の支援を得て、世界遺産条約とその他の条約、計画、文化遺産及び自然遺産の保全に係る国際機関との間での適切な連携及び情報共有を確保する。
43. 委員会は、関連条約に基づく政府間機関の代表者を、オブザーバーとして会合に招聘することができる。又、委員会は、要請に基づいて、他の政府間機関の会議にオブザーバーとして参加する代表者を指名することができる。
44. **文化遺産及び自然遺産の保護にかかる主要な国際条約等**

決定 39 COM11 参照

### **ユネスコ の条約及び計画**

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）」

第1議定書(1954)

第2議定書(1999)

[http://www.unesco.org/culture/laws/hague/html\\_eng/page1.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/hague/html_eng/page1.shtml) (英語)

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(1970)

[http://www.unesco.org/culture/laws/1970/html\\_eng/page1.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/1970/html_eng/page1.shtml) (英語)

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(1972)

[http://www.unesco.org/whc/world\\_he.htm](http://www.unesco.org/whc/world_he.htm) (英語)

水中文化遺産の保護に関する条約(2001)

[http://www.unesco.org/culture/laws/underwater/html\\_eng/convention.shtml](http://www.unesco.org/culture/laws/underwater/html_eng/convention.shtml) (英語)

無形文化遺産の保護に関する条約(2003)

<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001325/132540e.pdf> (英語)

人間と生物圏(MAB)計画

<http://www.unesco.org/mab/> (英語)

文化表現の多様性の保護及び推進に関する条約

<http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001429/142919e.pdf>

## その他の条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約  
(ラムサール条約) (1971)

[http://www.ramsar.org/key\\_conv\\_e.htm](http://www.ramsar.org/key_conv_e.htm) (英語)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約  
(CITES) (1973)

<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml> (英語)

移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS) (1979)

[http://www.unep-wcmc.org/cms/cms\\_conv.htm](http://www.unep-wcmc.org/cms/cms_conv.htm) (英語)

国連海洋法条約(UNCLOS) (1982)

[http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/texts/unclos/closindx.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/closindx.htm) (英語)

生物の多様性に関する条約 (1992)

<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp> (英語)

盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDROIT  
条約 (ローマ, 1995)

<http://www.unidroit.org/english/conventions/culturalproperty/c-cult.htm> (英語)

国連気候変動枠組条約 (ニューヨーク, 1992)

[http://unfccc.int/essential\\_background/convention/background/items/1350.php](http://unfccc.int/essential_background/convention/background/items/1350.php) (英語)

## II. 世界遺産一覧表

### II.A 世界遺産の定義

#### 文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

#### 第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

**記念物**<sup>3</sup> 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

**建造物群** 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

**遺跡** 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

#### 第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

**物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物**であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

**地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地**を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

**自然地及び区域が明確な自然の地域**であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

<sup>3</sup>（訳注）記念工作物と訳されることもあるが、本作業指針訳中では「記念物」という訳語を採用した。

## 複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

## 文化的景観

47. 文化的景観は、文化的資産<sup>4</sup>であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。 付属資料3参照

## 動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの推薦は検討対象としない。

## 顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を記載するための基準の定義を行う。
50. 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への記載推薦書を提出するよう求められる。
51. 世界遺産一覧表に資産を記載する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の言明」を採択する（第154段落参照）。同言明は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
52. 条約は、重大な価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価

---

<sup>4</sup>（訳注）cultural properties は「文化財」の英訳として用いられるが、本作業指針では、文化財保護法における文化財と区別するため、「文化的資産」とした。

値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に記載されるものではない。

53. 委員会に提出された推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、税制的措置の採用又は提案により示されなければならない。

## II.B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保

54. 委員会は、第 26 回会合（ブダペスト、2002 年）で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、信用性を確保するよう努める。

「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002) 参照  
[HTTP://WHC.UNESCO.ORG/E/BUDAPESTDECLARATION](http://whc.unesco.org/E/BUDAPESTDECLARATION)  
(英語)

### 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー

55. 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー（The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第 62 段落に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表登録推薦書を作成することを促進する (<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> 参照)。

代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバルストラテジー」及びテーマ別研究に関する専門家会議（1994 年 6 月 20 日–22 日）報告書は、世界遺産委員会大 18 回会合において採択された（プーケット、1994 年）。

グローバルストラテジーは当初文化遺産を想定して作成が進められたが、その後、世界遺産委員会の要請により、自然遺産及び複合遺産を包括するように拡大された。

56. 締約国及び諮問機関は、事務局その他のパートナーと協力してグローバルストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバルストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われている。これらの会議及び研究の成果は、締約国が暫定リスト及び登録推薦書を作成する際の助けとなるよう公開されている。世界遺産委員会に提出された、専門家会議の報告書や研究の成果は、次のウェブアドレスから入手できる。  
<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> (英語)

57. 世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。
58. 世界遺産一覧表に登録される資産の合計数に、制限は課されていない。

その他の措置

59. 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の登録推薦書提出の間隔をあけるように求められる。
- 第 12 回締約国会議(1999)採択決議参照
- a) 自発的取組みとして、締約国自身が定める条件に従って登録推薦の間隔をあけること。
  - b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
  - c) 各登録推薦を、十分代表されていない締約国の登録推薦にリンクさせること。
  - d) 新たな登録推薦の提出を一時的に自粛すること。
60. 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。
- 第 12 回締約国会議(1999)採択決議参照
- a) 暫定リストの作成及び登録推薦書の作成を優先事項とすること。
  - b) 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。
  - c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知見知識や技術的能力を高めること。
  - d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。
61. 委員会は、以下のメカニズムを適用することを決定した。
- 決定 24 COM VI.2.3.3,  
28 COM 13.1  
7 EXT.COM 4B.1  
29 COM 18A  
31 COM 10  
35 COM 8B.61 参照
- a) 1 締約国につき完全な推薦登録書 2 件までを審査する。但し、その場合、うち 1 件は自然遺産若しくは文化的景観とする。

- b) 委員会が審査を行う登録推薦案件数を年間 45 件までとする。この数には、委員会の前回会合で登録延期又は情報照会にふされた登録推薦及び登録範囲の拡張（資産境界の軽微な変更を除く）、国境を超える資産の登録推薦、連続性のある資産の登録推薦を含む。
- c) 合計年間 45 件の制限を越えた推薦があった場合には、以下の優先順位を適用する。
- i) 一覧表登録資産をもたない締約国から提出された資産の登録推薦
  - ii) 世界遺産 3 件以下の締約国から提出された資産の登録推薦
  - iii) 年間 45 件の制限と本優先順位の適用により以前に除外された資産の登録推薦
  - iv) 自然遺産の登録推薦
  - v) 複合遺産の登録推薦
  - vi) 国境を越える資産、複数の国にまたがる資産の登録推薦
  - vii) アフリカ、太平洋地域、カリブ海地域の締約国からの登録推薦
  - viii) 世界遺産条約を批准してから 10 年以内の締約国からの登録推薦
  - ix) 10 年以上登録推薦を行っていない締約国からの登録推薦
  - x) この優先順位を適用するにあたり、以上に該当しない登録推薦間での優先順位の決定については、完全な登録推薦書が受理された日付けを、二次的な判定要因として使用する。
- d) 国境を越える連続性を有する資産、複数の国にまたがる連続性を有する資産の登録推薦を共同で作成する締約国は、自らの間で共通の理解のもとに、この登録推薦を所管する一締約国を決定する

ことができる。この場合、当該登録推薦は所管締約国の制限数のみに計上される。

本決定の影響については、第 39 回会合（2015 年開催）において評価を行う。全ての締約国において確実に円滑な移行が進められるよう、本段落は、2012 年 2 月 2 日に発効することとする。

## II.C 暫定リスト

### 手続き及び書式

62. 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。
63. 締約国の暫定リストにすでに記載されていない資産の世界遺産一覧表への登録推薦は検討に付されない。
64. 締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティー、NGO、その他の利害関係者、協力者を含む幅広い関係者の参加を得て、暫定リストの作成を行うことが推奨される。
65. 締約国は、出来れば少なくとも登録推薦を行う 1 年前までに、事務局に暫定リストを提出すること。又、締約国は、少なくとも 10 年ごとに自国の暫定リストの見直しを行い再提出することが望ましい。
66. 締約国は、付属資料 2 の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定リストを作成し、提出すること。同リストには、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、顕著な普遍的価値の根拠を記載すること。
67. 締約国は、完成した暫定リストにしかるべく署名をし、原本を次の宛先に提出すること。

世界遺産条約第 1 条、第 2 条及び第 11 条第 1 項参照

決定 24COM PARA.VI.2.3.2 参照

UNESCO World Heritage Centre  
7, place de Fontenoy  
75352 Paris 07 SP  
France  
Tel: +33 (0) 1 4568 1136  
E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

68. 締約国から暫定リストを受理した時点で、世界遺産センターは、提出書類が Annex 2 に合致しているかどうか確認を行う。書類が Annex 2 に合致していないと思われる場合は、世界遺産センターは、締約国に照会を行う。全ての情報が提供された時点で、暫定リストは事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。又、すべての国の暫定リストの要約が毎年作成され、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、記録の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ登録が完了した資産及び推薦されたが世界遺産への登録が認められなかった資産の暫定リストからの削除を行う。

決定 7 EXT.COM 4A 参照

69. 締約国の暫定リストは次のウェブサイト<sup>5</sup>に公開されている。<http://whc.unesco.org/en/tentativelists> (英語・仏語)

決定 27 COM 8A 参照

計画・審査ツールとしての暫定リスト

70. 暫定リストは将来の登録推薦についての示唆を与えるものであり、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。

71. 締約国は、委員会の要請に基づいて、世界遺産一覧表におけるギャップ把握のために行われた ICOMOS 及び IUCN による世界遺産一覧表・暫定リストの分析を参照することが奨励される。これにより世界遺産候補資産のテーマ、地域、地政文化的区分<sup>5</sup>、生物地理区分<sup>6</sup>の比較を行うことが可能である。

決定 24 COM PARA.  
VI.2.3.2(II)参照  
世界遺産センター文書 WHC-04/28.COM/13.B I 及び II 参照

[HTTP://WHC.UNESCO.ORG/ARCHIVE/2004/WHC04-28COM-13B1E.PDF](http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b1e.pdf)

[HTTP://WHC.UNESCO.ORG/ARCHIVE/2004/WHC04-28COM-13B2E.PDF](http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b2e.pdf)

72. 加えて、締約国は、諮問機関によって実施されている特定のテーマ別研究を参考とすることが奨励される(第 147 段落参照)。これらの研究は、締約国から提出された暫定リストのレビュー、暫定リストの統合に関する会議の報告書、また、諮問機関及び資格を有する機関や個人により行われたその他の技術研究を情報源としている。過去に行われたこれらの研究の一覧表は、次のウェブサイト<sup>5</sup>に公開されている。<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> (英語)

テーマ別研究は、世界遺産一覧表への登録推薦時に締約国によって行われる比較分析とは異なることに注意(第 132 段落参照)。

73. 締約国は、地域ごと及びテーマごとに暫定リストの統合を図るよう奨励される。暫定リストとの統合とは、締約国が、ギャップや共通のテーマを把握するため

<sup>5</sup> 原文の英文は geo-cultural groupings

<sup>6</sup> 原文の英文は bio-geographic provinces

に、諮問機関の支援のもと集団でそれぞれの暫定リストの評価を行うプロセスである。統合の成果として、暫定リストの改善や、締約国からの新たな登録推薦、登録推薦書の作成における締約国グループ間の協力が生まれることが期待される。

#### 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング

74. グローバルストラテジーを履行するには、締約国が暫定リストの作成、更新、統合を行い、登録推薦書の作成を行うための技能を身につけることを支援するためのキャパシティビルディング及びトレーニング分野における協力が必要となることが考えられる。
75. 暫定リストの作成、更新、統合を目的とした国際的援助が締約国から要請されることが考えられる（第VII章参照）。
76. 諮問機関及び事務局は、審査ミッションの機会を活用して、暫定リスト及び登録推薦書の作成方法について、十分に代表されていない国を支援するための地域トレーニングワークショップを開催すること。

決定 24COM VI.2.3.5(II)参照

#### II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

ここにあげる基準は、以前は、文化遺産のための登録基準(i) - (vi) 及び自然遺産のための登録基準(i) - (iv)の 2つのグループに分けられていたものである。第6回世界遺産委員会特別会合において、これら10の登録基準をひとまとめにすることが決定された(決定6 EXT.COM 5.1)。

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落 49-53 を参照)を有するものとみなす。
- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
  - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
  - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証

として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観(の種類・典型)を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

**78.** 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

## II.E 完全性及び/又は真正性

### 真正性

79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性（オーセンティシティ）<sup>7</sup>の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料 4 には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。
81. 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが間がえられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈において行われなければならない。
82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
- 形状、意匠
  - 材料、材質
  - 用途、機能
  - 伝統、技能、管理体制
  - 位置、セッティング
  - 言語その他の無形遺産
  - 精神、感性
  - その他の内部要素、外部要素
83. 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。

---

<sup>7</sup>（訳注）真実性と訳されることもあるが、本指針訳では真実さ（truthfulness）と区別するために「真正性」を採用した。

84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
85. 資産の登録推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の言明において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。
86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

#### 完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。
88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。
- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
  - b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
  - c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の言明において説明を行うこと。

89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロール

決定 20 COM IX.13 参照

登録価値基準 (i) - (vi) に基づいて登録推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。

されていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけているや動的な機能が維持されていること。

90. 登録価値基準(vii)から(x)までに基づいて登録推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。伝統的社会や地域のコミュニティを含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。
91. 以上に加えて、登録価値基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産は、各基準毎に完全性の条件が定義されている。
92. 登録価値基準(vii)に基づいて登録推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
93. 登録価値基準(viii)に基づいて登録推薦される資産は、関連する自然科学的關係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
94. 登録価値基準(ix)に基づいて登録推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。

例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

95. 登録価値基準(x)に基づいて登録推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

## II.F 保護と管理

96. 世界遺産資産の保護と管理にあたっては、完全性及び/又は真正性の条件を含む記載時の顕著な普遍的価値が、将来にわたって持続、強化されるように担保すること。資産の保全状況一般、そして顕著な普遍的価値についての定期的なレビューを、*作業指針*に示すように<sup>8</sup>、世界遺産資産のモニタリング・プロセスの枠組みのなかで実施すること。
97. 世界遺産一覧表に記載されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階におけ

---

<sup>8</sup> (原文注 4) *作業指針*に示すモニタリングプロセスには、リアクティブモニタリング（段落 169-176）及び定期的報告（段落 199-210）がある。

る適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を推薦書に添付すること。

#### 立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 完全性及び/又は真正性を含む、顕著な普遍的価値に対して負の影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力若しくは変化から、確実に資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。 決定 39 COM11 参照

#### 効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値を伝える全ての属性を包含し、資産の完全性及び/又は真正性を確実に担保しなければならない。 決定 39 COM11 参照
100. 基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらを理解することに寄与し、理解を深める潜在的な可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。
101. 基準(vii)から(x)に基づいて推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表記載の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の浸食的人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。
102. 推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区(リザーブ)、生物圏保護区(バイオスフィアリザーブ)、文化的・歴史的保護地区、その他のエリア・テリトリーなど、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが記載の要件を満たすとは限らない。 決定 39 COM11 参照

## 緩衝地帯

- 103.** 資産を適切に保護するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。
- 104.** 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。
- 105.** 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
- 106.** 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を推薦書に明示すること。
- 107.** 通常、緩衝地帯は推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ記載された後に緩衝地帯を変更する場合若しくは緩衝地帯を新たに設置する場合は、軽微な境界の変更のための手続き（第 164 段落及び付属資料 11 参照）に則って、世界遺産委員会の承認を得ること。記載後の緩衝地帯の新たな設置は、通常、軽微な境界の変更とみなされる<sup>9</sup>。

## 管理体制

- 108.** 各推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制<sup>10</sup>の設置を行うこと。
- 109.** 管理体制の目的は、推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。

---

<sup>9</sup>(原文注 5)国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更合意している必要がある。

<sup>10</sup>(訳注)管理計画はないが管理体制は存在するという場合は、管理体制について文書で説明する必要がある。

110. どのような管理体制が効果的かは、推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の公式、非公式の計画的手法が使われることが考えられる。予定された人為的干渉についての影響評価が、全ての世界遺産資産について不可欠である。

111. 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

決定 39 COM11 参照

- a) 参加型の計画策定や利害関係者との協議などにより、すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
- b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- c) 社会的、経済的、その他の圧力や変化に対する資産の脆弱性のアセスメント、また影響、変化の傾向<sup>11</sup>及び計画されている人為的干渉についてのモニタリング。
- d) 参加のための仕組み、様々なパートナー、ステークホルダー間の様々な活動の調整を行うための仕組みの開発。
- e) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
- f) キャパシティビルディング。
- g) 管理体制の運営に関するアカウントビリティと透明性。

112. 効果的な管理には、推薦資産の保護、保全、及び公開に関しての短期、中期、長期的取組みのサイクルがある。計画と管理に対する一体的なアプローチが、資産の経時的進化を導き、顕著な普遍的価値の全ての側面を確実に維持していく上で、不可欠である。このアプローチは、資産範囲を超えて緩衝地帯、さらにはより広いセッティング（周辺環境）にも関係するものである。より広いセッティング（周辺環境）には、資産の

決定 39 COM11 参照

---

<sup>11</sup>（訳注）英語原文は impacts of trends ...となっているがフランス語版から impacts, trends, ...の間違いと思われる。

地形、自然環境、人工的環境や、インフラ、土地利用パターン、空間的秩序、視覚的關係性といったその他の要素が関係することもあり得る。また、関係する社会的、文化的慣習、経済的プロセスや、人々の感覚や連想といったその他の無形的側面が含まれることもあり得る。

113. さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）の手続きを設定している。

114. 「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、推薦書に明記することが求められる（第 137-139 段落参照）。

115. 削除

決定 39 COM11 参照

116. 推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされているながら、なお基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する（第 IV 章 C 参照）。

決定 39 COM11 参照<sup>12</sup>

117. 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。

118. 締約国が世界遺産管理計画及びトレーニングストラテジー中にリスク対策<sup>13</sup>の項目を含めることを、委員会は推奨する。

決定 28 COM 10B.4 参照

### 持続可能な利用

119. 世界遺産資産は、生態学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るものであり、また、関係するコミュニティの生活の質に貢献し得る。締約国とそのパー

<sup>12</sup> （訳注）人為的行為にあたる英文 *action of man* を性別の關係ない *human action* に変更したもので、日本語訳には影響ない。

<sup>13</sup> （訳注）英語原文は *risk preparedness*。直訳すれば「リスク（に対する）準備度」。

トナーは、そのような持続可能な利用やその他の変化が資産の顕著な普遍的価値を損なうことがないように努めなければならない。なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。世界遺産資産に影響を与える法令、政策、戦略は、顕著な普遍的価値の保護を担保し、より広い自然遺産・文化遺産の保全と両立し、資産に関わるコミュニティ及び利害関係者の活発な参加を促進・奨励するものであることが、持続可能な保護、保全、管理、及び公開の必要条件である。

### III. 世界遺産一覧表への記載の流れ

#### III.A 推薦準備

120. 推薦書は、委員会が世界遺産一覧表への記載を検討するための第一の根拠となる。そのため、推薦書には関連情報がすべて含まれている必要があり、情報源との相互参照が可能でなければならない。

121. 付属資料3には、特定のタイプの資産の推薦に関する指針が示されている。

122. 世界遺産一覧表への推薦の準備を開始する前に、締約国は、第168段落に示す推薦のサイクルについて十分に理解しておくこと。予算や時間を掛けて推薦書の本格的な作成を行う前に、当該資産が、完全性、真正性を含め、OUVを有することを証明できるかどうかの潜在的可能性について検討する準備作業を最初に実施することが望ましい。そのような準備作業としては、入手可能な資産に関する情報の収集、テーマ別研究、完全性、真正性を含めたOUVの証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など、より広い世界的、地域的コンテキストにおける初期的な比較研究が挙げられる。この初期段階での作業により、推薦の可能性についての実現可能性を判断し、成功する可能性がなさそうな推薦準備に対して（経済的、人的）資源を費やすことを避けることができる。締約国は、この初期段階において、関係諮問機関にアップストリームアドバイス<sup>14</sup>を求めること、また、推薦を検討する出来るだけ早い段階で、世界遺産センターにコンタクトをとり、情報やガイダンスを求めることが望ましい。

決定 34 COM 12 (III)

「推薦のアップストリームプロセス：推薦プロセスにおける創造的アプローチ」専門家会議報告書（ブーケット:2010）

決定 36 COM 13.1

決定 39 COM 11

123. 推薦の過程に地域コミュニティや先住民族、政府・非政府・民間組織、その他のステークホルダーが参加することは、彼らが資産の維持管理において締約国と責任を共有する上で重要である。締約国は、関係者の参加を出来るだけ広く得つつ推薦の準備を行い、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催する

決定 39 COM 11

<sup>14</sup> (原文注 6) アップストリームプロセス：世界遺産一覧表への記載に向けた推薦に関して、「アップストリームプロセス」は、推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を経験する推薦の数を減らすことを目指している。アップストリームプロセスの基本的原則は、推薦に至る可能性のある全過程を通じて、諮問機関及び事務局が、直接締約国をサポートすることを可能にすることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定リストの作成若しくは改訂の瞬間から開始することが理想的である。

ことなどによって、先住民族から自由で、事前の、十分な情報を与えられた上での合意が得られたことを、適宜、示すことが奨励される。

124. 締約国は、推薦の準備を通じて、第 VII 章 E. に示す「準備援助」を要請することができる。
125. 事務局は推薦の過程を通じて支援をする用意がある。締約国は、事務局に連絡をとることが推奨される。
126. また、事務局から以下のような支援を受けることができる。
- a) 適切な地図、写真及びの選定、地図を頒布している国家機関の紹介。
  - b) 推薦書の参考事例、管理及び法令に関する事例の紹介。
  - c) 文化的景観、町、運河、遺産の道（Heritage Routes）といった特種な資産に係る推薦に係るガイダンス（付属資料 3 参照）。
  - d) 連続性のある資産、境界を超える資産の推薦に係るガイダンス（第 134-139 段落参照）。

127. 締約国は、年間を通じていつでも推薦書の草案を事務局に提出し、コメント等を求めることができる。しかしながら、前年の 9 月 30 日までに、2 月 1 日の期限までに提出しようとしている推薦書草案を事務局に送致することを強く推奨する（第 168 段落参照）。この推薦書草案の提出には、候補地の境界を示す地図が含まれていなければならない。推薦書草案の提出は、電子フォーマットないし出力したもの（地図以外の付属資料を除いたもの 1 部のみ）で行うことができる。どちらの場合も、カバーレターをつけること。

決定 37 COM 12.II 参照

128. 推薦書の提出は年間を通じていつでも行うことができるが、「完全」な推薦書（第 132 段落及び付属資料 5 参照）で 2 月 1 日もしくはそれ以前<sup>15</sup>に事務局に受理された書類のみが、翌年世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載を検討する対象となる。又、締約国の暫定リストに掲載されている資産の推薦のみが委員会の審議に付される（第 63 段落及び第 65 段落参照）。

決定 37 COM 12.II  
決定 39 COM 11 参照

---

<sup>15</sup>（原文注 7）2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

### III.B 推薦書の書式及び内容

129. 世界遺産一覧表記載推薦書は、付属資料 5 に示す書式に従って作成すること。

130. 当該書式には、以下の項目が含まれる。

1. 資産の範囲 (Identification of the Property)
2. 資産の内容 (Description of the Property)
3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)
4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of Conservation and Factors Affecting the Property)
5. 保護管理 (Protection and Management)
6. モニタリング (Monitoring)
7. 資料 (Documentation)
8. 管理組織の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)
9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party(ies))

131. 世界遺産一覧表への推薦は、見た目よりも内容に基づいて審査される。

132. 推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件 (付属資料 5 の書式を参照) を満たす必要がある。

決定 37 COM 12.II  
決定 39 COM11 参照

エグゼクティブサマリー

エグゼクティブサマリーには、推薦書の本文から抽出した基本情報(付属資料 5 参照)及び、推薦資産の境界と緩衝地帯(該当する場合)の境界を示す地図の縮小版、顕著な普遍的価値の言明案(推薦書 3.3 項に示されたものと同じ文章)が含まなければならない。

#### 1. 資産の範囲 (Identification of the Property)

推薦する資産の範囲(境界線)を明確に示すこと。なお、(緩衝地帯が存在する場合は)推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること(第 103~107 段落参照)。地図は、陸上及び/又は海上のどの範囲が推薦されているのかを正確に判別できる十分詳細なものであること(付属資料 5 の 1.e の注釈参照)。できれば、当該締約国の最新の公式地形図に資産の境界線及び緩衝地帯(あれば)を注記したものを印刷物で提出すること。明確に境界線が示されていない推薦書は、「不完全」とみなされる。

## 2. 資産の内容 (Description of the Property)

資産の内容には、資産の特徴及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成要素の特徴と解説を記述することが求められる。特に、「連続性のある資産」の推薦を行う場合は、構成要素のひとつひとつを解説するようにすること。

歴史と変遷には、当該資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該資産が顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真正性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。

### 3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)

本項では、なぜ資産が顕著な普遍的価値を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。

3.1.aから3.1.eまでの項目の本文には、顕著な普遍的価値の言明案(3.3 項)の記述を支持するより詳細な情報を含めること。

3.1.b では、当該資産の推薦の根拠となる世界遺産基準(第77段落参照)を示し、基準ごとにその基準を採用した明確な論拠を示すこと。完全性の言明及び(文化的基準が提案されている場合は)真正性の言明として、当該資産が第78段落から第95段落に示された条件をどのように満たしているのか示すこと。

3.2 では、当該資産を、国内外の類似の世界遺産、その他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。

3.3 では、締約国が作成した、当該資産の顕著な普遍的価値の言明案(第49段落～第53段落及び第155段落参照)を示し、なぜ当該資産が世界遺産一覧表に記載するに値すると考えられるのかを明らかにする必要がある。

### 4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of Conservation and Factors Affecting the Property)

本項では、資産の現在の保全状況に関する正確な情報(資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等)を記載すること。また、資産へ影響を与

資産を世界遺産一覧表に推薦する際に締約国により行われる比較分析と、委員会の要請により諮問機関が行うテーマ別研究を混同しないように注意(第148段落参照)

決定7 EXT.COM 4A 参照

える諸条件（脅威等）についても記述すること。本項に記載される情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。

## 5. 保護と管理 (Protection and Management)

保護：第5項には、資産の保護に最も関係のある、法的措置、規制措置、契約による措置、計画的措置、制度的措置及び/又は伝統的手法による措置の一覧を示し、当該措置による保護が実際にどのように機能するのかについて詳細な分析を示すこと。又、法令文、規制条文、契約文、計画及び/又は制度に係る文書、若しくは当該文書の要約、を英語又はフランス語で添付すること。

管理：適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。管理体制には、持続可能な開発の原則が統合されるべきである。

管理計画又は管理体制についての文書を1部推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書についての詳細な分析、解説を推薦書の5.e項に示すこと。

上記の資料を含まない推薦は、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

## 6. モニタリング (Monitoring)

締約国は、資産の保全状況を測定・評価する主要な指標（運用中及び/若しくは計画中のもの）、影響を及ぼす諸条件、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について提示すること。

## 7. 資料 (Documentation)

推薦に必要な資料として、上記の資料に加えて、a) 印刷に適した質の画像（少なくとも 300 dpi のデジタル写真、及び、必要な場合は、補完的映像、ビデオ、その

他の視聴覚資料)、及びb)映像資料/視聴覚資料目録及び使用承諾書(付属資料 5, 7.aを参照)を提出すること。推薦書本文は、出力したものに加えて電子書式(ワード及び/若しくはPDF形式が望ましい)で提出すること。

#### 8. 管理機関の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)

管理機関の詳細な連絡先を示すこと。

#### 9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party)

推薦書の最後に、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による直筆の署名を付すこと。

#### 10. 必要部数について (添付する地図を含む)

- ・文化資産及び自然遺産の推薦書(文化的景観を除く): 同一のものを2部
- ・複合資産及び文化的景観の推薦書: 同一のものを3部

#### 11. 用紙及び電子書式について

推薦書には、A4(または「レター」)サイズの内紙を用いること。又、電子書式(ワード及び/若しくはPDF形式)をあわせて提出すること。

#### 12. 送付について

締約国は、英語またはフランス語で推薦書を作成し、しかるべく署名された推薦書を下記に送付すること。

#### **UNESCO World Heritage Centre**

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-nominations@unesco.org

133. 事務局は、推薦書とともに提出されたすべての資料(地図、平面図、写真等)を保管する。

### III.C 特異な資産の推薦に係る要件

#### 国境を越える資産

134. 推薦資産は、
- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば、
  - b) 隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する場合もある（国境を越える資産）。
135. 国境を越える資産の推薦書は、できる限り、関係締約国が条約第 11.3 条に則り共同で作成し、共同で提出することが望ましい。また、関係締約国が、共同管理委員会または同様の機関を設立して国境を越える資産全体の管理を監督することが強く推奨される。
136. 現在 1 国内にある世界遺産資産でも、拡張によって国境を越える資産となる場合がある。

決定 7 EXT.COM 4A 参照

#### 連続性のある資産

137. 連続性のある資産とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ：
- a) 構成資産は、景観、生態、進化、動植物の生息地の連続性に関わるような、長期にわたる文化的、社会的、又は機能的なつながりを反映すべきである。
  - b) 個々の構成資産は、実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、資産全体の顕著な普遍的価値に貢献しているものであり、又、特に、無形の価値に係る特質を包含し得る。その結果生まれる顕著な普遍的価値は、理解しやすくまた伝達しやすいものであるべきである。
  - c) 一貫性をたもつべく、構成資産が過度に断片的なものにならないようにするため、構成要素の選定を含む、資産の推薦の過程において、資産全体としての管理可能性、一貫性について十分考慮すべきである。

に属する関連した構成要素が、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。

**138.** 連続性のある資産は、

決定 7 EXT.COM 4A 参照

- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば (連続性のある資産)、
- b) 異なる締約国の領域にまたがる場合もある (連続性のある国境を越える資産)

**139.** 連続性のある資産の推薦は、ひとつの締約国によるものであれ、複数の締約国による推薦であれ、最初に推薦される資産がそれ自体で顕著な普遍的価値を有していれば、複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる。複数年の推薦サイクルにわたる連続性のある資産の推薦を計画している締約国は、委員会の活動計画上の便を図るため、その意思を委員会に通知することが望まれる。

### III.D 推薦書の事務局登録

**140.** 締約国から推薦書を受理した時点で、事務局は受理した旨を連絡し、書類に漏れがないことを確認して、推薦書の事務局登録を行う。事務局は、完全な推薦書については、審査に付すため、関係諮問機関に送致する。事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。事務局は、諮問機関から要請があった場合、締約国に追加情報の提出を要請することがある。第 168 段落に、推薦書の事務局登録とその後の手続きに係るスケジュールを示す。<sup>16</sup>

決定 39 COM11 参照

**141.** 事務局は、受理したすべての推薦書について、受理日、「完全」・「不完全」の別、第 132 段落及び付属資料 5 の内容に照らして「完全」と判定した日付を示した一覧表を作成し世界遺産委員会会合に提出する。

決定 26 COM 14  
決定 28 COM 14B.57  
決定 39 COM11 参照

**142.** 推薦書の提出に始まり世界遺産委員会の決定で完結する推薦のサイクルは、通常、第 1 年次の 2 月に推薦書が提出されてから翌年 6 月の委員会の決定が下されるまでの 1 年 6 か月間を要する。

<sup>16</sup> (訳注)原文の英文に不備あり。(and when requested の and が不要か、when necessary or when requested 等の意か)

### III.E. 諮問機関による審査

143. 諮問機関は、締約国によって推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか、完全性及び（関係する場合は）真正性の条件を満たしているか、また、必要な保護管理上の要件を満たしているかどうか審査を行う。ICOMOS 及び IUCN の審査の手順と書式を付属資料 6 に示す。 決定 39 COM11 参照

144. 文化遺産に係る推薦の審査は ICOMOS が行う。

145. 自然遺産に係る推薦の審査は IUCN が行う。

146. 「文化的景観」に分類される文化資産の推薦の場合は、ICOMOS が IUCN と適宜協議しながら審査を行う。複合資産の場合は、ICOMOS と IUCN が協同で審査を行う。

147. 世界遺産委員会から要請された場合やその他必要な場合は、ICOMOS と IUCN は、世界遺産資産を地域的コンテキストや世界的コンテキストにおいて評価するためのテーマ別研究を実施する場合がある。この研究は、締約国により提出された暫定リストの見直しや、暫定リストの統合に係る会議報告書、さらに諮問機関及び資格のある機関・個人により実施されたその他の技術的調査を考慮に入れて行われる。現在までに実施されている研究の一覧表を、付属資料 3 のセクション III に示す。また、各諮問機関のホームページにも当該一覧表は掲載されている。なお、これらの研究は、締約国が世界遺産一覧表への資産の記載推薦の際に行うこととされている比較分析（第 132 段落参照）とは別のものである。

**ICOMOS:**

<http://www.icomos.org/studies/>

**IUCN:**

<http://www.iucn.org/themes/wcpa/pubs/Worldheritage.htm>

148. 以下に、ICOMOS 及び IUCN の審査及びプレゼンテーションに係る原則を示す。審査及びプレゼンテーションは、 決定 28 COM 14B.57.  
決定 30 COM 13  
決定 39 COM 11 参照

- a) 世界遺産条約及び関連する作業指針、委員会決定に示された追加方針に準拠する。
- b) 推薦に関係して諮問機関に提供される全ての情報の検討等について、客観的、厳正、かつ科学的であること。

- c) 審査の過程を通じて、推薦締約国と協議・対話しつつ、一貫した専門性、公平性、透明性を保つ。
- d) 審査とプレゼンテーションの両方において、事務局との合意のもとに採用する標準書式を用いて、匿名での審査を行うデスクレビュー担当者を除いて、審査のプロセスに参加した全ての専門家の名前を明記し、審査に係る全費用の詳細な内訳を添付する。
- e) 該当する主題に精通した地域の専門家を関与させる。
- f) 資産が顕著な普遍的価値を有し、完全性及び/又は真正性の条件、管理計画/体制及び法的保護の条件を満たしているかについて、明確に個別に述べる。
- g) 各資産を、保全状況を含む関連基準の全てに体系的に照らしあわせて、相対的に評価する。すなわち、当該締約国内外の同種の他の資産との比較を行う。
- h) 検討対象の推薦に係る関連委員会決定及び要請を参照する。
- i) 推薦の検討が行われる年の2月28日を過ぎて締約国から提出された情報は一切考慮しない。締約国からの情報が期限を過ぎてから到着し、審査上考慮されない場合は、当該締約国に対しその旨を通知する。本提出期限は厳密に執行される。
- j) 適宜、見解の妥当性の裏付けとして、参考とした文献等の一覧表を示す。

.13 参照

- 149.** 1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送知するよう、諮問機関に要請する。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送ること。

決定 7 EXT.COM 4B.1  
決定 39 COM11 参照

150. 諮問機関による推薦書の評価における事実関係の間違いに関して詳細を記し、付属資料 12 に示した適切な書式に則って提出された関係締約国からの書簡は、関係諮問機関あての写しとともに、委員会会合開催の 14 日前までに世界遺産センターに受理されなければならない。当該書簡は、委員会会合の初日までに関係する議題の文書に付属資料として添付される。世界遺産センター及び諮問機関は、この書簡に対するコメントを、書式中の該当セクションに、付すことができる。

決定 7 EXT.COM 4B.1  
決定 37 COM 12 II 参照

151. ICOMOS 及び IUCN は以下の 3 つのなかから勧告を行う。

- a) 無条件で記載を勧める資産
- b) 記載を勧めない資産
- c) 情報照会・記載延期の勧告

### III.F 推薦の撤回

152. 締約国は、自らが提出した推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、推薦を撤回することができる。その場合、締約国は、推薦の撤回の意思について事務局に書面により通知すること。締約国は、当該資産の推薦を（撤回後）再提出することができるが、その場合は、新規の推薦として、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに基づいて審査が行われる。

### III.G 世界遺産委員会による決定採択

153. 世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載すべきか記載すべきでないか、情報照会を要求すべきか、若しくは記載延期にすべきか決定する。

#### 記載

154. 推薦資産を世界遺産一覧表に記載することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。

155. 顕著な普遍的価値の言明には、当該資産が記載された基準を明らかにし、当該資産が顕著な普遍的価値を有することを確定するに至った本委員会の判断を要約して示す。完全性及び、文化遺産及び複合遺産については真正

決定 39 COM11 参照

性の条件に関する評価について記載すること。また、実施されている保護及び管理、および将来にむけた保護及び管理の要件に関する記述も行うこと。顕著な普遍的価値の言明は、当該資産の保護管理を実施する上での根拠となるものである。

必要な場合、締約国との協議並びに諮問機関による確認をうけて、顕著な普遍的価値の言明の保護及び管理部分の記載について、世界遺産委員会で更新することができる。このような更新は、定期報告サイクルの結果をうけて定期的に、必要であればどの委員会開催時においても、行うことも行うことが考えられる。

世界遺産センターは、資産名の変更や軽微な境界の変更による面積の変更に関して委員会が決定を採択した場合、それらに基づいて自動的に顕著な普遍的価値の言明の自動的に更新する。また、事実関係の間違いについては、関係諮問機関と合意した形で、修正を行う。

ユネスコの男女共同参画の枠組みに則り、顕著な普遍的価値の言明の作成にあたっては、性別区別のない言葉づかいをすることが推奨される。

156. 記載の際、委員会は世界遺産に記載された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。
157. 顕著な普遍的価値の言明（資産の世界遺産一覧表記載の根拠となった基準を含む）は、委員会が発行する報告書及び刊行物に掲載される。

#### 不記載決定

158. 推薦資産が世界遺産一覧表へ記載するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の推薦時には提示されなかった別の基準により推薦する場合等である。このような場合には、新たな推薦書を作成し提出すること。

#### 情報照会

159. 委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をすることを決定した場合は、次回の会合に再提出を行い審査を行うことができる。追加情報の提出は審議を求める年の

決定 39 COM11 参照

2月1日<sup>17</sup>までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から3年以内に再提出が行われない場合は、第168段落に示されたスケジュールに従って、新たな推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。

### 記載延期

- 160.** より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は記載の延期を決定することができる。締約国が当該推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、2月1日<sup>18</sup>までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された推薦書は、第168段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む1年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザーミッションの招聘を検討することができる。
- 決定 39 COM11 参照

### **III.H 緊急的推薦**

- 161.** 自然現象や人為的活動により、実際の被害をうけている場合、若しくは、重大かつ具体的な危険に直面している結果、危機的状态に陥る可能性があり、その保護を担保するためには委員会による即座の決定を要する緊急事態をていし、関係諮問機関の報告により顕著な普遍的価値を有することに疑いがないと思われる資産の場合は、推薦書の提出及び審査に関する通常のスケジュール及び完全な提出書類及び推薦プロセスの定義から除外する。このような推薦は、緊急的推薦として処理され、その審査は次に開催される委員会の議題に含められる。このような資産は世界遺産一覧表に記載される場合がある。その場合、それらは、危険にさらされている世界遺産一覧表（第177-191段落参照）に同時に記載される。
- 決定 37 COM12 II 参照

---

<sup>17</sup>（原文注8）2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>18</sup>（原文注9）2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

162. 緊急的推薦の手続きは以下のとおり。

決定 37 COM12 II 参照

- a) 締約国のひとつが、緊急的推薦手続きの要請とともに推薦書を提出する。当該資産はすでに暫定リストに掲載されている必要がある。未掲載の場合は、直ちに掲載する。
- b) 推薦書には以下を記載すること。
  - i) 資産の内容と正確な境界線
  - ii) 基準に照らした顕著な普遍的価値の証明
  - iii) 完全性及び/又は真正性の証明
  - iv) 保護管理体制についての記述
  - v) 緊急性の性質についての説明、及び被害又は特定の危険の中身とその程度、委員会による即時行動が当該資産を確実に保護するために必要な理由
- c) 事務局は、関係諮問機関に推薦書を直ちに転送し、顕著な普遍的価値を証明する可能性のある資産の特質、危険性の中身、及び委員会による決定の緊急性についての審査を要請する。関係諮問機関が適切と判断し、時間が許す場合は、現地調査が行われる場合がある。
- d) 推薦の審議にあたって、委員会は以下を考慮する。
  - i) 推薦を完成させるための国際的援助の動員
  - ii) 必要に応じて、委員会の勧告を実現するために記載後可及的速やかに実施すべき事務局及び関係諮問機関による追跡調査

### III.I 世界遺産一覧表記載資産の範囲、基準、名称に係る変更

#### 範囲の軽微な変更

163. 軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。
164. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する軽微な変更を要望する場合は、付属資料

決定 39 COM11 参照

11 の書式に従って書類を作成し、2月1日までに<sup>19</sup>事務局を通じて委員会に要請が受理されていなければならない。この場合、事務局は、関係諮問機関に対して、要望のあった変更が、軽微な変更とみなされるかどうかについて、助言を求め、諮問機関の評価を世界遺産に提出すること。委員会は、そのような変更を承認するか、要請された境界線の変更が資産の境界線の重大な変更となるような重大なものであるかを判断する。後者の場合は、新規推薦の手続きが適用される。

### 範囲の重大な変更

決定 39 COM11 参照

165. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する重大な変更を要望する場合は、締約国は(事前に暫定リストに記載されていなければならないという要件を含めて—第 63 段落及び第 65 段落参照)新規推薦と同様の手続きをとること。この再推薦書の提出期限は 2月1日<sup>20</sup>とし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って1年半の審査サイクルに付される。本規定は、範囲の拡張にも縮小にも同様に適用される。

### 基準の変更

166. 締約国が当初の記載に採用された基準と異なる基準での記載を希望する場合若しくは基準の追加を希望する場合は、(事前に暫定リストに記載されていなければならないという要件を含めて—第 63 段落及び第 65 段落参照)新規推薦と同様の手続きをとること。この再推薦書は 2月1日<sup>21</sup>までに事務局に受理されていなければならないこととし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って1年半の審査サイクルに付される。審査は、新しい基準に関してのみ実施される。なお、新しい基準が認められなかった場合も、世界遺産一覧表への記載は当初のまま継続される。

決定 39 COM11 参照

<sup>19</sup> (原文注 10) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>20</sup> (原文注 11) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>21</sup> (原文注 12) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

## 名称の変更

167. 締約国<sup>22</sup>は、世界遺産一覧表に記載されている資産の名称変更に関する承認を委員会に要請することができる。名称変更の要請をする場合は、**委員会会合の3か月前までに事務局に要請を提出すること。**

### III.J スケジュール早見表

決定 39 COM11 参照

#### 168. 締め切り

#### 手続き

##### 9月30日(第1年次以前)<sup>23</sup>

締約国が推薦書草案を事務局に提出（任意）。

##### 11月15日(第1年次以前)

事務局は締約国に対し、推薦書草案の提出内容に不備がないかどうかについて回答する。不備がある場合は、具体的な不備の内容について示す。

##### 第1年次 2月1日

完全な推薦書の事務局提出期限。

推薦書は GMT 17:00 時(2月1日が週末に当たる場合は直前の金曜日の GMT17:00)までに到着していなければならない。

この日以降に到着した推薦書は翌年以降の審査に付される。

##### 第1年次 2月1日～3月1日

事務局受理登録を経て、書類に不備がないことを確認した後、関係諮問機関へ推薦書が送付される。

事務局は各推薦書の受理を登録し、推薦を行った締約国に推薦書が受理されたこと連絡するとともに、提出内容の確認を行う。事務局は締約国に対して提出内容に不備がなかったかどうか通知する。

推薦書に不備があった場合(第132段落参照)は、関係諮問機関の審査には付されない。この場合、関係締約国は、不備のない推薦書を作成し、翌年の2月1日までに再提出するよう指導される。

不備のない推薦書は関係諮問機関の審査に付される。

<sup>22</sup> (原文注13) 国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更  
に合意している必要がある。

<sup>23</sup> (訳注)127段落の修正により、草案の提出は通年いつでもよくなった(それでも9月30日までの草案の提出が望ましい)となったが、168段落については対応する修正は、行われていない。

事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。

#### 第1年次 3月1日

この日までに、事務局は、推薦書に不備がなかったかどうか又、提出期限の2月1日までに到着したかどうかについて締約国に対し通知を行う。

#### 第1年次 3月～第2年次 5月

諮問機関による審査。

#### 第2年次 1月31日

1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送知するよう、諮問機関に要請する。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送る。

#### 第2年次 2月28日

関係諮問機関から要請のあった追加情報について締約国が事務局を通じて提出を行う期限。追加情報は第132段落に規定されている部数を用意し（電子情報含む）事務局に提出すること。新旧文書の混同を避けるために、提出された追加情報が推薦書の本文の変更をともなう場合は、締約国は原文の修正版を提出する。その際、変更箇所を明示すること。紙への出力とともに、電子情報（CD-ROM 又はフロッピーディスク）を添付すること。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合開催の6週間前

関係諮問機関が審査結果と提言を事務局に送付。事務局はこれを世界遺産委員会及び締約国に伝達する。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合開会の14日前（休日祝祭日を除く）まで

締約国による事実関係の誤りの訂正。関係締約国は、諮問機関により行われた推薦書の審査結果に事実関係の誤りをみつけた場合は、その詳細をつづった手紙を、遅くとも委員会開催の14日前（休日を除く）までに、議長に送付することができる（同時に、諮問機関に手紙の写しを送る）。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合（6月～7月）

委員会は推薦を審議し、決定を採択する。

#### 世界遺産委員会年次会合直後

締約国への連絡。  
事務局は、委員会により審議が行われた推薦資産の関係締約国に対して、委員会の決定を連絡する。

世界遺産委員会による世界遺産一覧表記載決定に従って、事務局は当該締約国及び遺産管理者に、記載された範囲を示した地図と顕著な普遍的価値の言明（基準含む）を送付する。

#### 世界遺産委員会年次会合直後

事務局は、毎年、委員会の年次会合後に最新の世界遺産一覧表を発表する。  
世界遺産一覧表に記載された資産を推薦した締約国の名前は、発表される一覧表中「条約に則って、当該資産の推薦提出を行った締約国」の欄に掲載される。

#### 世界遺産委員会年次会合閉会后ひと月以内<sup>24</sup>

事務局は世界遺産委員会により採択された決定の全ての報告書にとりまとめ締約国に送付する。

---

<sup>24</sup>（訳注）英語原文では、「閉会した月」とあるが、例えば6月後半に開催された場合、6月末までに報告書の作成・送付を完了することを求めていると解釈するのは疑わしいため、「閉会后ひと月以内」と訳した。

## IV. 世界遺産一覧表危機資産の保全状況に係るモニタリング

### IV.A リアクティブモニタリング

#### リアクティブモニタリングの定義

169. リアクティブモニタリングは、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関が行う報告である。締約国は、異常事態が発生した場合又は資産の顕著な普遍的価値若しくはその保全状況に影響しかねない工事が実施される場合には、個別の報告書及び影響調査を提出すること。また、第 177 段落から 191 段落に示す「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている資産又は記載が予定されている資産についても、リアクティブモニタリングの実施が想定されている。また、リアクティブモニタリングの実施は、第 192 段落から第 198 段落に示す「世界遺産一覧表からの最終的な削除に関する手続き」においても想定されている。

決定 39 COM11 参照

これらの報告は、付属資料 13 の標準書式を用いて、英語若しくはフランス語で作成し、以下の期限までに、事務局を通じて委員会に提出すること。

- a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の 1 2 月 1 日まで
- b) 危機遺産リストに記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の 2 月 1 日まで

#### リアクティブモニタリングの目的

170. リアクティブモニタリングの採択に際して、委員会は、特に、一覧表から資産が削除される事態を防ぐためには可能なあらゆる措置を講じるべきであるとの問題意識にたち、締約国に対して可能な限りその方向での技術協力を提供することとした。

世界遺産条約第 4 条参照:

"締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産について自国の領域内に存在するものを確実に認定し、保護、保全、公開し、将来の世代へ伝えていくことが第一義的には自国に課された義務であることを認識する..."

171. 委員会は、締約国に対して、世界遺産一覧表記載資産の保存のための取り組みに関する進捗状況のモニタリング及び報告を委員会に代って実施する諮問機関への協力を要請する。

#### 締約国等からの情報収集

172. 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で(例えば、具体的な事業の基本(計画、設計)書を起草する前に)、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

173. 世界遺産委員会は、世界遺産資産の保全状況を調査するミッションの報告書には、以下の内容が記載されるよう求める。

決定 27 COM 7B.106.2 参照

- a) 世界遺産委員会に対して最後に報告が行われて以降、当該資産の保全に関して脅威又ははっきりとした改善が見られるかどうか。
- b) 資産の保全状況に関する世界遺産委員会決定のフォローアップ。
- c) 世界遺産一覧表記載資産の際の根拠となった顕著な普遍的価値、完全性及び/又は真正性に対する脅威、被害、又は消失についての情報。

174. 事務局が、記載資産の状態に重大な劣化があったとの情報又は必要な改善策が予定期間内に実施されなかったという情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い締約国からのコメントを求める。

#### 世界遺産委員会による決定の採択

175. 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。

176. 入手した情報は、締約国及び諮問機関からのコメントと共に、資産ごとに保全状況報告書の形でまとめられ、委員会に提出される。委員会は、以下の対応のひとつ又はいくつかを検討する。

- a) 当該資産の状態に重大な劣化は認められないと判断し、従って更なる対策を採る必要は無いことを決定する。
- b) 当該資産の状態に重大な劣化が認められるが復元が不可能なほどではないと委員会が判断した場合は、締約国が合理的な期間内に資産の復元に必要な対策をとることを条件に、当該資産を一覧表に残すことを決定する。また、同資産の復元に関して世界遺産基金の技術協力が行われたことがない場合は、援助要請を提出するように締約国に提示し、技術協力の供与を決定することもできる。状況によっては、締結国は、劣化を防ぎ回復をはかったり、脅威に対処したりするための必要措置について助言を求めるため、関係諮問機関その他の機関によるアドバイザーミッションを招聘することができる。
- c) 第 177 段落から第 182 段落に示す要件及び基準にあてはまる場合は、委員会は、第 183 段落から第 189 段落に示す手順に従い、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に資産を記載することを決定する。
- d) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が回復不能に失われるほど資産の状態が悪化したことが明らかな場合、委員会は一覧表から当該資産を削除することを決定する。そのような措置をとる前に、事務局は関係締約国に対し通知を行う。締約国からコメントが出された場合は、委員会に伝達される。
- e) 得られる情報が不十分なために委員会が上述の a) b) c) 又は d) の対応をとることができない場合は、委員会は、事務局が、当該締約国と協議の上、当該資産の現状、資産を脅かす危険、及び適切に資産を復元することの実現可能性を確認するための必要な措置を講じるよう事務局に権限を与えるよう決定する。必要な措置の中には、リアクティブモニタリング調査団の派遣や専門家からのコンサルテーション、若しくはア

ドバイザリーミッションが含まれる。事務局は、その結果について委員会に報告すること。緊急の対応が求められる場合は、委員会は、緊急支援要請を通じて、世界遺産基金の資金使用を許可することができる。

#### IV.B 危険にさらされている世界遺産一覧表

##### 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の指針

177. 条約第 11 条第 4 項に従って、委員会は、以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載することができる。

- a) 問題の資産が世界遺産一覧表に掲載されている資産であり、
- b) 重大かつ明確な危険にさらされており、
- c) 当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、
- d) 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危険にさらされている世界遺産一覧表」への記載そのものが発するメッセージを含めて - が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。

##### 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準

178. 資産の状態が以下に示す 2 つの場合のいずれかの基準の 1 つ以上に該当すると判定した場合、委員会は、条約第 1 条および第 2 条で定義される世界遺産資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載する場合がある。

179. 文化的資産の場合は、

- a) 確実な危険
  - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
    - i) 材料の重大な劣化。
    - ii) 構造及び/又は装飾の重大な劣化。

- iii) 建築上又は都市計画上の一貫性にの重大な劣化。
  - iv) 都市空間又は田園空間の重大な劣化、若しくは自然環境の重大な劣化。
  - v) 歴史的真正性の重大な消失。
  - vi) 文化的意義の重大な消失。
- b) 潜在的な危険
- 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
    - i) 保護の程度を弱くするような資産の法的位置づけの変更。
    - ii) 保全に関する政策の欠如。
    - iii) 地域計画事業による脅威。
    - iv) 都市計画による影響。
    - v) 武力紛争の勃発又はおそれ。
    - vi) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響。

**180.** 自然資産の場合は、

決定 39 COM11 参照

- a) 確認な危険
- 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
    - i) 病気など自然的要因又は密猟など人為的要因による、資産が法的保護下に置かれる根拠となった絶滅危惧種その他の顕著な普遍的価値を有する生物種の個体数の重大な減少。
    - ii) 人間の移住、資産の重要部分を浸水させる貯水池の建設、工業・農業開発（農薬及び化学肥料の使用、大規模公共事業、採掘、汚染、伐採、薪の採取など）などによる、資産の自然美又は科学的価値の重大な低下。
    - iii) 資産の完全性を脅かす、資産境界又は上流域への人間活動の侵食。

- b) 潜在的な危険
- 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
    - i) 関係地域の法的保護状況の変更。
    - ii) 資産の範囲内又は資産を脅かす影響を持つような場所に計画された移住計画又は開発計画。
    - iii) 武力紛争の勃発又はおそれ。
    - iv) 管理計画又は管理体制の欠如、若しくは不備、又は、不十分な執行。
    - v) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響。

181. 以上に加え、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響が、人間の関与により改善可能なものである必要がある。文化資産の場合は、自然的要因及び人為的要因の両方が脅威となり得るが、自然資産の場合は、ほとんどの脅威が人為的なものであり、自然的要因が脅威となるのは極めて稀な場合（伝染病など）に限られる。状況によっては、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響を、大規模公共事業の中止又は法的位置づけの強化になどの行政的、立法的措置により改善することが可能な場合もある。 決定 39 COM11 参照<sup>25</sup>

182. 委員会は、危険にさらされている世界遺産一覧表への文化資産又は自然資産の記載を検討する場合、以下の要素についても補足的に念頭におくことが望ましい。

- a) 一国の政府が世界遺産資産に影響する決定を下すのは、あらゆる要素をはかりにかけた後である。世界遺産委員会の助言を、資産が脅威にさらされる前に出すことができれば、しばしば決定的な役割を果たし得る。
- b) 特に、確実な危険の場合は、資産が被った物理的又は文化的劣化を影響の強さに照らして判断し、ケースバイケースで分析するべきである。
- c) とりわけ潜在的な危険の場合は、以下の点に配慮するべきである。

<sup>25</sup> (訳注)人為的要因にあたる原文 man-made factors が性別に関係のない human-made に修正されたが、日本語訳に影響はない。

- i) 資産が置かれている社会的・経済的枠組みの通常の展開に照らして、脅威の評価を行うべきである。
  - ii) 武力紛争のおそれなど、文化資産又は自然資産に対する影響を評価することが不可能な脅威もしばしば存在する。
  - iii) ある種の脅威は、本質的に「差し迫った」ものとはなり得ず、ただ予見されるだけである（人口増加など）。
- d) 最後に、委員会は評価を行うにあたって、文化資産又は自然資産を脅かす要素として、未知の原因又は予期できない原因（の存在）についても考慮すべきである。

#### 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き

- 183.** 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産の記載を検討する場合、委員会は、可能な限り、当該締約国と協議しつつ、危険にさらされている世界遺産一覧表から当該資産を解除すべき望ましい保全状況を決定し、改善措置プログラムを採択する。
- 184.** 前段落の改善措置プログラムを策定するため、委員会は事務局に対して、可能な限り当該締約国と協議しつつ、資産の現状、資産を脅かす危険及び改善措置の実行可能性について確認することを要請する。委員会は、更に、関係諮問機関又はその他の組織によるリアクティブモニタリングミッションを派遣し、脅威の性質及び大きさの評価、実施すべき措置の提案を行うよう手配することを決定することができる。状況によっては、締結国は、助言と指針を得るためのアドバイザーミッションを招聘することができる。
- 185.** 入手した情報は、適宜、締約国、関係諮問機関その他の機関からのコメントと共に、事務局から委員会に提出される。
- 186.** 委員会は、入手可能な情報を審議し、危険にさらされている世界遺産一覧表への記載に関する決定を行う。この決定は、出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。次に、委員会は実施すべき改善措置計画を定める。同計画は、即時に実施に移されることを前提に、関連締約国に提示される。

決定 39 COM11 参照

187. 条約の第 11 条第 4 項に従って、委員会は、当決定について関係締約国に通知を行うとともに、直ちに決定の公示を発行する。
188. <sup>26</sup>事務局は、最新の「危険にさらされている世界遺産一覧表」を印刷物として出版する。又、以下のウェブサイトに掲載されている。 <http://whc.unesco.org/en/danger>
189. 委員会は、世界遺産基金の特別の相当分を、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている世界遺産資産への支援のために充当するものとする。

#### 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載のレビュー

190. 委員会は、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載された資産の保全状況について毎年レビューを行う。その際、委員会が必要であると判断した場合は、モニタリング及び専門調査団の派遣を行う。
191. 定期的なレビューの結果に基づいて、委員会は、関連締約国との協議の上で、以下について決定する。
- a) 資産を保全するために追加的措置が必要であるかどうか。
  - b) 当該資産が危機的状況を脱していた場合、「危険にさらされている世界遺産一覧表」の記載から解除するかどうか。
  - c) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合、段落 192-198 に示す手順に従い、「危険にさらされている世界遺産一覧表」及び「世界遺産一覧表」の両方から当該資産を削除するかどうか。

#### IV.C 世界遺産一覧表からの削除に係る手続き

192. 委員会は、世界遺産一覧表からの削除に係る手続きとして、以下の手順を採択した。 決定 39 COM11 参照<sup>27</sup>
- a) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合。

<sup>26</sup> (訳注) 原文の英文に不備あり。(and is available は、makes it available か、, which is also available にする必要はある)

<sup>27</sup> (訳注) 人間の行為にあたる原文 action of man が性別に関係のない human action に修正されたが、日本語訳には影響がない。

- b) 世界遺産資産の本来の特質が、推薦の時点で既に人間の行為により脅かされており、かつ、その時点で締約国によりまとめられた必要な改善措置が、予定された期間内に実施されなかった場合（第 116 段落参照）。
- 193.** 世界遺産一覧表記載資産の状況に深刻な劣化があった場合、又は、必要な改善措置が、予定された機関内に実施されなかった場合、当該資産を有する締約国は事務局に対して、その旨を通知すること。
- 194.** 事務局が、そのような情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い締約国からのコメントを求める。
- 195.** 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。
- 196.** 委員会は、入手したすべての情報を審議し決定を行う。条約第 13 条第 3 項に従い、決定は出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。この問題に関して事前に当該締約国と協議を行うまでは、委員会は削除を決定することはできない。
- 197.** 委員会決定は当事締約国に通知される。委員会は、直ちに本決定について公示する。
- 198.** 委員会の決定により、世界遺産一覧表を変更する必要がある場合は、次に発行される世界遺産一覧表更新版において変更が反映される。

## V. 世界遺産条約の履行に係る定期報告

### V.A 目的

- 199.** 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置に関する報告を提出することが求められる。
- 世界遺産条約第 29 条参照。  
第 11 回締約国会議(1997 年)  
及び第 29 回ユネスコ 総会決議参照。
- 200.** 定期報告は、自主的な報告であり、出来るだけそれぞれの地域の締約国によって主体的に行われるべきものである。事務局は、世界レベルでの定期報告のコーディネート及びファシリテートを行う。諮問機関及び事務局に専門的助言を要請することができる。又、諮問機関及び事務局は（関係締約国の同意を得て）更に専門的な助言を外部に委託することができる。
- 決定 41 COM11 参照
- 201.** 定期的報告の主要な目的は以下の 4 点である。
- a) 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと。
  - b) 世界遺産一覧表記載資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと。
  - c) 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産資産についての最新の情報を提供すること。
  - d) 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組を提供すること。
- 202.** 定期的報告は、条約履行の信頼性を強化するために重要であるとともに、記載資産の長期的な保全をより効果的に行っていくために重要である。それはまた、締約国及び世界遺産資産が、世界遺産委員会及び総会で採択された政策について実施しているか否かを評価するための重要なツールでもある。

## V.B. 手続き及び書式

**203.** 6年ごとに、世界遺産委員会での審議のため、締約国は定期報告を提出する。6年間の定期報告サイクルの間に、締約国は以下の順番で地域ごとに報告を行う。

決定 22 COM VI.7 参照

- ・アラブ
- ・アフリカ
- ・アジア太平洋
- ・ラテンアメリカ及びカリブ海
- ・欧州北米

**204.** 各サイクルの6年目は、考察及び評価期間である。この機会により、定期報告の仕組みを評価し、次のサイクルが開始される前に、適宜見直しを行うことができる。世界遺産委員会は、この考察を用いて、「グローバル世界遺産レポート」のとりまとめ、出版を進めるかどうか決定することができる。

**205.** 適切な間隔をおいて、若しくは必要と判断される際にはいつでも、世界遺産委員会は、「モニタリング指標」及び「定期報告の分析のための枠組み」の採択、改訂を行う。

**205bis.** 定期報告は、地域的な交流及び協力のための機会であり、特に国境を越えた資産や複数国に跨る資産の場合、締約国間で積極的に協調、同調を図る機会となる。

決定 41 COM 11 参照

**206.** 定期報告の質問票は、各国のフォーカルポイント及び世界遺産資産のサイトマネージャー（現場管理者）がオンラインで入力する。

当該書式は、第22回会合(京都、1998年)において委員会によって採択されたものである。

2006年に定期的報告の最初のサイクルが完了した後に見直される可能性があるため、今のところ改訂されていない。

- a) 第I節では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。ここでは専ら、条約の関連条文で定義されている一般的義務に係るものである。
- b) 第II節では、関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産資産の保全状況について報告する。ここでは、世界遺産資産のひとつひとつについて記述することが求められる。

**206bis.** 定期報告の書式は、定期報告の各サイクル完了後に見直しを行うことができる。作業指針付属資料 7 に書式の概要を示す。 決定 41 COM 11 参照

**207.** 情報管理及び分析上の便を図るため、締約国は世界遺産センターのウェブサイト上に開設されたオンライン入力ページを利用して、報告書を英語又はフランス語で提出することが求められる。完全な質問票は、<http://whc.unesco.org/en/prcycle3/>に公開されている。 決定 41 COM 11 参照

## V.C 審査及びフォローアップ

**208.** 事務局及び諮問機関は、締約国が、各国の報告書とともに「世界遺産地域別白書」報告書にとりまとめることを支援する。同報告書は、インターネット <http://whc.unesco.org/en/publications> 及び印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Papers series）で公開される。 決定 41 COM 11 参照

**209.** 世界遺産委員会は、定期的報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

**210.** 委員会は、締約国が、事務局及び諮問機関と協力して、関連締約国と協議の上、戦略目標に従い構築された、長期的なフォローアップのための地域別プログラムを作成し、委員会の審議に付すように要請した。定期報告書で特定された締約国のニーズに基づいて、委員会は、これらのプログラムを定期報告のフォローアップとして採択し、定期的に審査を行う。これらは、地域の世界遺産のニーズを正確に反映し、国際的援助の供与を促進するものであることが求められる。 決定 36 COM13.1  
決定 41 COM 11 参照

## VI. 世界遺産条約を推進するための支援

### VI.A 目的

世界遺産条約第 27 条参照

211. 目的は以下の通り。

- a) キャパシティビルディング及び研究を促進すること。
- b) 文化遺産及び自然遺産を保存する必要性に対する一般市民の認識、理解、評価を向上させること。
- c) 世界遺産の社会生活における役割を増進すること。
- d) 遺産の保護及び公開について、地域住民、国民の参加を拡大すること。

世界遺産条約第 5 条(a)参照

### VI.B キャパシティビルディング及び研究

212. 委員会は、戦略目標に則って、締約国におけるキャパシティビルディングが進むように努める。

世界遺産に関するブダペスト宣言 (Budapest Declaration on World Heritage) (2002)

#### 研修に係るグローバルストラテジー

213. 世界遺産を保護、保全、公開するには高い水準の技能と学際的なアプローチが必要であることから、委員会は、「世界文化遺産および自然遺産にののための研修に係るグローバルストラテジー」を採択した。研修に係るグローバルストラテジーの第一目標は、よりよい条約の履行のために、幅広い関係者が必要な技能を身につけるよう担保することである。重複を避け効果的に戦略を実行するために、委員会は「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー」等の他の取り組みとの連携を図る。委員会は、毎年、関連する研修の課題のレビュー、研修ニーズの評価、研修活動年次報告のレビューを行い、将来の研修活動のための勧告を提言する。

「世界文化遺産及び自然遺産のための研修に係るグローバルストラテジー」は、第 25 回世界遺産委員会 (フィンランド国ヘルシンキ、2001 年) において採択された (文書 WHC-01/CONF.208/24 の付属資料 X 参照)。

#### 研修に係る国家戦略及び地域協力

214. 締約国は、すべてのレベルの技術者及び専門家が適切な訓練を受けるように担保することが推奨される。そのために、締約国は研修に係る国家戦略を策定するこ

と、又、戦略の一環として研修への地域協力を盛り込むことが推奨される。

### 研究

215. 委員会は、条約の効果的な履行のために必要な研究分野における国際協力の実施・調整を行う。また、世界遺産資産の認定、管理、およびモニタリングには、知識及び理解が不可欠であることから、締約国は、研究を実施するための（人的、財政的）自然を確保することが推奨される。

### 国際的援助

216. 締約国は世界遺産基金に対し研修及び研究に関する支援を要請することができる（VII章参照）。

## **VI.C 普及啓発及び教育**

### 普及啓発

217. 締約国は、世界遺産の保存の必要性についての普及啓発を行うことが推奨される。特に、世界遺産について、現地において適切な顕彰と公開が行われるよう担保することが推奨される。
218. 事務局は、一般市民に対する条約の普及啓発及び世界遺産を脅かす危険の周知を目的とした活動の企画・実施に関して、締約国を援助する。事務局は、締約国に対して、国際的援助の枠を通じた融資対象となる現地での公開、教育プロジェクトについて助言を行う。諮問機関及び適切な国家機関がそのようなプロジェクトについて助言を求められる場合もある。

### 教育

219. 世界遺産委員会は、教材、教育活動、教育プログラムの開発を奨励、支援する。

### 国際的援助

220. 締約国は、世界遺産に関する教育活動を、可能な限り、学校、大学、博物館及びその他の地域、国の教育機関の参加を得つつ実施することが推奨される。

世界遺産条約第 27 条第 2 項  
参照

- 221.** 事務局は、ユネスコ教育セクターその他のパートナーと協力し、世界各地の中等学校での利用を目的とした世界遺産教育教材「子供のための世界遺産」(World Heritage in Young Hands)を作成し出版している。同教材は他の教育レベルにも準用できる。
- 「子供のための世界遺産 (“World Heritage in Young Hands”）」(英語版)は下記URLより入手可。  
<http://whc.unesco.org/education/index.htm>
- 222.** 締約国は、普及啓発および教育のための活動又はプログラムの開発及び実施のために、国際的援助を世界遺産基金による国際的援助を要請することができる。(VII章参照)。

## VII. 世界遺産基金及び国際的援助

### VII.A 世界遺産基金

223. 世界遺産基金は、ユネスコ財政規則の規定に準拠して、条約により設立された信託基金である。基金の資金は、締約国が条約に拠出する分担金及び任意拠出金、および基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金から成る。

世界遺産条約第 15 条参照

224. 基金の規約は、<http://whc.unesco.org/en/financialregulations> に掲載の文書 WHC/7 に示されている。（英語）

### VII.B. その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ

225. 可能な範囲で、国際的援助のための追加的資金を他の資金源から調達するために世界遺産基金を運用する。

226. 委員会は、世界遺産一覧表記載資産のための国際的援助キャンペーンその他のユネスコプロジェクトのために世界遺産基金に対して支払われた拠出金は、条約の第 V 節に則り、かつ当該キャンペーン又はプロジェクトの実施のために作成される協議書に準拠して、受けつけ、運用することを決定した。

227. 締約国が、世界遺産基金に対する分担金の支払いに加えて、更なる条約支援を行うことを歓迎する。この任意の支援の方法としては、世界遺産基金に対する追加的拠出、又は、資産に対する直接的な財政的貢献、技術的貢献が考えられる。

世界遺産条約第 15(3) 条参照

228. 締約国は、世界遺産の保護を目的としてユネスコにより組織される国際的な募金運動に参加することが推奨される。

229. 世界遺産資産のためのキャンペーンその他のユネスコプロジェクトに対して、寄附を行うことを考える締約国等は、世界遺産基金を通じて寄附を行うよう推奨される。

230. 締約国は、世界遺産保全の努力を支援するための募金を目的とする国の財団又は団体及び講師の財団又は団体の設立を奨励することが推奨される。

世界遺産条約第 17 条参照

231. 事務局は、世界遺産保全のための財政的、技術的資源を活用するための支援を行う。そのため、事務局は世界遺産委員会の決定、指針及びユネスコ規則に準拠し

て、公共機関又は民間機関とのパートナーシップ関係を結ぶ。

232. 事務局は、世界遺産基金の利益となる外的資金調達の際の原則として、ユネスコ「包括的パートナーシップ戦略」を参照すること。この文書は、次のウェブアドレスで入手できる。<http://en.unesco.org/partnerhips>（英語）

「包括的パートナーシップ戦略」は”Separate strategies for engagement with individual categories of partners”を含む。決定 192 EX/5.INF

## VII.C 国際的援助

233. 条約は、締約国が自国の領域内に存在する、世界遺産一覧表に記載されている又は潜在的に記載されることが適当な文化遺産、自然遺産を保護するための国際的援助を提供する。国際的援助は、世界遺産資産及び暫定リスト掲載資産の保全管理について、十分な（人的、財政的）資源が国内では確保できない場合に、国による取組みと補完する補助的なものと位置づけられる。

世界遺産条約第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条～第 26 条参照

234. 国際的援助は、*世界遺産条約*に基づいて設置された世界遺産基金を第一の資金源とする。委員会は、2 年ごとに国際的援助の予算の決定を行う。

*世界遺産条約*セクション IV

235. 世界遺産委員会は、締約国の要請に応じて、様々な国際的援助の調整と割り当てを行う。以下に、国際的援助の種類を、優先順に示す。詳細は早見表を参照。

決定 30 COM 14A 参照  
決定 36 COM 13.I 参照

- a) 緊急援助
- b) 保全及び管理に係る援助（研修・研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合）
- c) 準備援助

## VII.D 国際的援助の原則と優先順位

236. 国際的援助の供与は、危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載されている思案を優先する。委員会は、世界遺産基金による援助の相当分が、危険にさらされている世界遺産一覧表記載資産に確実に割り当てられるようにするための特別予算枠を設けている。

世界遺産条約第 13 条第 1 項参照

237. 世界遺産基金に対する分担金又は任意拠出金の支払いに未払いがある締約国は、国際的援助を受けることができない。但し、緊急援助の要請についてはこの限りではない。

決定 13 COM XII.34 参照

238. 戦略目標を達成するため、委員会は、委員会の決定若しくは、定期報告書のフォローアップとして委員会が採択する地域別プログラムにおいて設定された優先順位に従い、国際的援助の供与を行う。(第 210 段落参照)。 決定 36 COM 13.1 参照
239. 上記第 236 段落から第 238 段落に概説した優先順位に加え、国際的援助供与に係る委員会決定は、以下の点についての考察のもとに採択される。 決定 26 COM 17.2, 26 COM 20 及び 26 COM 25.3 参照
- a) 当該援助が、触媒作用・相乗効果（「シードマネー」）により、他の資金源からの財政的技術的支援を引き出す可能性。
  - b) 当該国際的援助の要請が、以下の締約国によるものかどうか：
    - 国連経済社会理事会開発政策委員会の定義による後発開発途上国又は低所得国
    - 世界銀行の定義による低中所得国
    - 小島嶼開発途上国(SIDS)
    - 紛争終結国
 決定 31 COM 18 B 参照
  - c) 世界遺産資産に対して講じるべき保護措置の緊急性。
  - d) 被援助国から当該活動に対する立法上のコミットメント、行政上のコミットメント、さらにできれば、財政上のコミットメントが得られるかどうか。
  - e) 当該活動が、委員会が決定した戦略目標の推進に及ぼす影響。 第 26 段落参照
  - f) 当該活動が、リアクティブモニタリングの過程及び/又は地域別定期的報告の分析を通じて特定された（援助）ニーズにどの程度応えているか。 決定 20 COM XII 参照
  - g) 当該活動が、科学的研究及び費用対効果の高い保全技術の開発という点において模範となるかどうか。
  - h) 当該活動の費用及び期待される効果。
  - i) 専門家のトレーニング及び一般市民への普及併発に関する教育効果。

240. 文化遺産と自然遺産の間の資源配分及び保全及び管理に係る援助と準備援助の間の資源配分についてバランスを保つ。この配分については、委員会が、定期的に見直しを行い決定する。但し、2年ごとの2年目については、議長もしくは世界遺産委員会がこれを行う。

国際的援助予算総額の65%を文化資産、35%を自然資産に充当する。

決定 31 COM 18B  
決定 36 COM 13.I  
決定 37 COM 12.II  
参照

## VII.E 早見表

決定 30 COM 13.13  
決定 36 COM 13.I

241.

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
緊急援助	<p>本支援は、危険にさらされている世界遺産一覧表又は世界遺産一覧表に掲載されている資産で、重大な被害を受けている資産又は突然の予測されなかった現象により差し迫った危機に脅かされている資産の確実な危険又は潜在的危険に対処することを目的として要請できる。地盤沈下、広域火災、爆発、洪水、戦争などの人的災害が含まれる。本支援は、腐敗、汚染、浸食といった漸進的原因による被害及び悪化については対象としない。厳密に世界遺産資産に関係した緊急事態に対応するものである。(決定 28 COM 10B 2.c 参照)。必要な場合は、1カ国内に存在する複数の資産に対して利用される場合もある。(決定 6 EXT. COM 15.2 参照)。右に示した予算上限額は、世界遺産資産1件についてのものである。</p> <p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 資産を保護するための緊急的措置の実施</li> <li>(ii) 資産の緊急計画策定</li> </ul> <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 50,000 まで</p> <p>US\$ 50,001 から US\$75,000 まで</p> <p>US\$ 75,000 超</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>2月1日</p>	<p>世界遺産センタ 一長</p> <p>委員会議長</p> <p>委員会</p>
準備援助	<p>本支援は、以下を目的として要請することができる(以下優先順位の高いものから)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 世界遺産一覧表への記載がふさわしい資産の国別暫定リストの作成、改定；諮問機関によるテーマ別研究のような、承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイトを優先的に掲載することについて締約国のコミットメントが求められる。</li> <li>(ii) 同一の地政治文化的地域内における国別暫定リストの統合のための会議の開催</li> <li>(iii) 世界遺産一覧表推薦書の作成(基礎情報の収集、完全性、真正性を含めたOUVの証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など推薦資産とその他の類似資産との比較を行う比較研究を含む)(付属資料5の3.2参照)。承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイト及び/又は、特に世界遺産一覧表に掲載された遺産をもたない若しくは十分代表されていない締約国において、初期調査の結果更なる検討が正当化されているサイトを優先する。</li> </ul>	<p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>世界遺産センタ 一長</p> <p>委員会議長</p>

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
	<p>(iv) 世界遺産委員会で検討するための、保全及び管理に関する援助要請の作成</p> <p>自国の資産が世界遺産一覧表に記載されていない締約国又は一覧表に十分代表されていない締約国による申請が優先される。</p>			
<p>保全及び管理に係る援助  (研修、研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合)</p>	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 世界遺産の認定、モニタリング、保全、管理、保護に係る全レベルの一般職員及び専門職員の研修（集団研修中心）</li> <li>(ii) 世界遺産資産に資する科学的調査</li> <li>(iii) 世界遺産資産の保全、管理、公開に係る科学的課題及び技術的課題についての研究</li> </ul> <p>注: ユネスコにより行われている個々の研修コースへの要請は、事務局から入手可能な、標準の「フェロシップ申請」書式を用いて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(iv) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のための専門家、技術者、経験者の派遣</li> <li>(v) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために締約国が必要とする機材の供与</li> <li>(vi) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために実施される活動への低利子融資、又は無利子融資。利子の長期返済も可。</li> </ul> <p>(vii) 地域的、国際的取組み（プログラム、活動、会議の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-対象地域内の国において条約への関心を醸成することを支援する</li> <li>-条約の適用に対してより活発な参加を促進するため、条約の履行に関する困難な課題に対して普及啓発を行う。</li> <li>-経験を共有する機会を提供する</li> <li>-教育、広報、普及啓発計画及び活動（特に、世界遺産保全に有益な若者の参加がある場合）の共同実施を推進する。</li> </ul> <p>(viii) 国内的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-条約をより知らしめるために開催される（特に若者の間での）会議又は、条約第 17 条に規定される世界遺産関連団体の設立のための会議</li> <li>-条約及び世界遺産一覧表の（特定の資産のためではなく）一般的な普及啓発活動のための、特に若者を対象とした、教材、広報材料（パンフレット、出版物、展示物、映画、マルチメディア等）の作成、検討。</li> </ul> <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>(i)から(vi)について US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで</p> <p>US\$ 3,000 超</p> <p>(vii)及び(viii)について US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 10,000</p>	<p>(i)から(vi)について 随時</p> <p>随時</p> <p>2月1日</p> <p>(vii)及び(viii)について 随時</p> <p>随時</p>	<p>(i)から(vi)について 世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p> <p>委員会</p> <p>(vii)及び(viii)について 世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>

## VII.F 手続き及び書式

242. 国際的援助の要請を提出する全ての締約国は、各要請の想起、計画、詳細検討に際して、事務局及び諮問機関と協議することが推奨される。締約国の活動を推進するため、参考となる国際的援助要請書の事例の提供も、要請により可能である。
243. 国際的援助の申請書式を、付属資料 8 に示す。(国際的援助の) 種別、融資規模、提出期限、および承認権限機関については VII.E 章の早見表にまとめて示した。
244. 要請は、英語又はフランス語により作成し、しかるべく署名を付した上で、締約国のユネスコ国内委員会、ユネスコ常駐代表及び/又は適切な政府機関(省庁)により下記住所に送致すること。

### UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1276

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-intassistance@unesco.org

245. 国際的援助要請は、締約国から電子メールで提出することができるが、正式な署名を付した原本を追って提出すること。または、世界遺産センターホームページ(<http://whc.unesco.org>)のオンライン書式から入力すること。
246. 申請書式中で要求されているすべての情報を提供することが大切である。適宜、必要に応じて、追加情報、報告書等によって要請書の補足を行っても良い。

## VII.G 国際的援助要請の審査及び承認

247. US\$5,000 を超える要請については、締約国による支援要請書に不備がなければ、事務局は、諮問機関の協力のもと、以下のとおり遅延なく各要請の処理を行う。
248. 文化遺産に関する国際的援助の要請の審査は、ICOMOS および ICCROM が行う (US\$5,000 以下の要請を除く)。

決定 13 COM XII.34  
決定 31COM 18B 参照

249. 複合遺産に関する国際的援助の要請の審査は、ICOMOS、ICCROM、および IUCN が行う（US\$5,000 以下の要請を除く）。 決定 31COM 18B 参照
250. 自然遺産に関する国際的援助の要請の審査は、IUCN が行う（US\$5,000 以下の要請を除く）。 決定 31COM 18B 参照
251. 諮問機関の審査基準の要点を付属資料 9 に示す。 決定 31COM 18B 参照
252. US\$5,000 を超える国際的援助の要請は、US\$75,000 以下の緊急支援を除き、世界遺産センター地域デスクの代表、諮問機関の代表、可能であれば世界遺産委員会議長、若しくは議長により任命された人物（オブザーバー権限）、から成るパネルにより審査を行う。パネルは、議長及び/若しくは委員会によるアクションがとられる前に、年 1 回ないし 2 回の会合をもつ。緊急援助については、随時、事務局に対して要請を提出することができ、次の会合において、議長又は委員会に提示され、諮問機関のコメントを経て、パネルの審議を経ずに決定を行う。 決定 30 COM 13.13  
決定 31COM 18B  
決定 36 COM 13.I 参照
253. 議長は、自らの出身国が提出した要請については、承認する権限をもたない。この場合は、委員会により審査が行われる。
254. US\$5,000 を超える準備援助若しくは保全及び管理に関する援助の要請書は 10 月 31 日以前に（10 月 31 日を含む）事務局に受理されていなければならない。不完全な書類は、11 月 30 日までに完全な書類が再提出されなかった場合、締約国に差し戻され、次のサイクルに提出しなければならない。完全な申請書は 1 月に開催される最初のパネルにおいて事務局と諮問機関の間で審議される。パネルが肯定的な提言/否定的な提言を行った申請は、議長/委員会での決定を得るために議長/委員会に提出される。最初のパネル後に修正された申請書について、2 回目のパネルが開催される場合は、少なくとも委員会の 8 週間前までに開催される。重大な修正のために差し戻された申請書は、（事務局で）受理された日にちに於いて、パネルで審査される。微細な修正のために差し戻され、再審査を必要としない申請書は、最初に審査が行われた年の年内に再提出しなければならない。さもなければ、次回のパネルに再提出される。提出の手順の詳細を示した図を付属資料 8 に示す。 決定 36 COM 13.I 参照

## VII.H 契約手続き

- 255.** ユネスコ及び関係締約国又はその代表は、ユネスコ規則に則り、又、承認された申請書にもともと記載されていたワークプランと予算内訳に基づいて、承認された国際的援助の実施に関する合意書を締結する。

## VII.I 国際的援助の評価及びフォローアップ

- 256.** 要請された国際的援助の実施状況に関して、モニタリング及び評価を、活動完了後 3 カ月以内に実施する。この評価結果は、諮問機関と事務局が協働して照合を行い、定期的に委員会による審査を受ける。
- 257.** 委員会は、国際的援助の実施、評価及びフォローアップを審査し、国際的援助の効果を評価するとともに優先順位の見直しを行う。

## VIII. 世界遺産エンブレム

### VIII.A 前文

258. 第2回世界遺産委員会（ワシントン、1978年）において、委員会は Michel Olyff 氏のデザインによる世界遺産エンブレムを採用した。このエンブレムは、文化資産と自然資産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、二つが密接に結ばれている。本エンブレムは地球のように丸く、同時に、保護を表すシンボルである。条約の象徴であり、締約国の条約への固い支持を意味し、世界遺産一覧表記載資産を顕彰する。一般市民の条約の知識と結びつき、条約の信用性及び名声の証である。そして何よりも、条約の存在理由である「普遍的価値」の印である。
259. 委員会は、エンブレムの使用について、色及び大きさについては、用途や技術的制約に応じて、また、芸術的な考えから自由に決定して良いと決定した。但し、エンブレムの使用に当たっては、常に、“WORLD HERITAGE. PATRIMOINE MONDIAL”という文字をつけなければならない。なお、“PATRIMONIO MUNDIAL”とある部分（エンブレムの頭頂部）は、エンブレムが使用される国の国語による訳語で置き換えることができる。



決定 39 COM11 参照

260. エンブレムの不適切な使用を防止しつつ、出来る限りエンブレムが人の目にふれるようにするため、委員会は、第 22 回世界遺産委員会（京都、1998 年）において、以下に示す「世界遺産エンブレムの使用に関する指針及び原則」を採択した。加えて、「用途表」（付属資料 14）」に補足的指針を示す。
261. 条約にはエンブレムへの言及はないが、委員会は 1978 年の採択以来、条約の下に保護され世界遺産一覧表に記載された資産の印として当該エンブレムの使用を推進してきた。
262. 世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの用途の決定及び使用方法に関する政策決定を行う。2007 年 10 月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（"Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO<sup>28</sup>"）」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料 14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。
263. 第 26 回世界遺産委員会（ブダペスト、2002 年）の要請に基づき、2003 年 5 月 21 日のパリ会議で、世界遺産エンブレムは、周囲を囲む文字の有無にかかわらず、「工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年採択、1967 年ストックホルムにて改訂）」第 6ter 条に基づいて加盟国に通知、受理された。これにより、ユネスコ及び世界遺産条約と関係のないところで世界遺産エンブレムを使用したり、その他乱用されたりすることがないように、パリ条約加盟国が国内制度によって防止策をとることをユネスコは要請する。
264. 本エンブレムには、募金を誘引する潜在性があり、エンブレムを付した製品のマーケティング価値を為けることに利用できる。条約の目的を推し進め、条約について世界中に知らしめるためにエンブレムを活用する一方で、エンブレムの不正確な使用、不適切な使用、未認可の商

決定 39 COM11 参照

決定 26 COM 15  
決定 39 COM11 参照

---

<sup>28</sup>.ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（"Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO"）の最新版は、第 34 回ユネスコ総会 決議 86 の付属資料、若しくは <http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001560/156046e.pdf> を参照。

業利用等を防止する必要とのバランスをとることが必要である。

265. エンブレムの使用に関する指針及び原則、及び品質管理規定は、（エンブレムを使用して行われる世界遺産の）普及啓発活動への協力を妨げるものであってはならない。エンブレム利用の審査及び決定を管轄する部局は、以下に示す条件、及び用途表（付属資料 14）に示す条件に基づいて決定を行うことができる。

決定 39 COM11 参照

### VIII.B 適用範囲

266. ここに示す指針及び原則は、以下の主体によるエンブレムの使用のすべてに適用される。

決定 39 COM11 参照

- a) 世界遺産センター
- b) ユネスコ広報部その他のユネスコ部局
- c) 各締約国の条約29履行責任機関・委員会
- d) 世界遺産資産
- e) その他契約に基づく使用者（特に、商業目的による使用を主とする者）

### VIII.C 締約国の責務

267. 条約締約国は、それぞれの国内において委員会が認定していない団体又は目的にエンブレムが使用されないよう、可能な範囲であらゆる対策を講じることが求められる。締約国が、商標関連諸法を含む国内法を最大限活用することが推奨される。

### VIII.D 世界遺産エンブレムの適切な使用

268. 世界遺産一覧表に記載された資産は、ユネスコのロゴと本エンブレムを併用して顕彰すること。但し、当該資産を視覚的に損なうことのないように配慮すること。

#### 世界遺産一覧表記載記念銘

269. 資産が世界遺産一覧表に記載された場合は、締約国は、可能な限り、記載を記念する記念銘を設置すること。記念銘は、当該国の国民及び外国からの訪問者に向けて、訪れた資産が国際社会に認定された特別の価値を有することを周知することを目的とする。言い換えれば、当該資産は特別な存在であり、一国のみに留まらず世界全体

---

<sup>29</sup> (訳注)世界遺産条約のこと

にとって価値あるものである。しかしながら、これら記念銘は、世界遺産条約について、少なくとも世界遺産の概念と世界遺産一覧表について、一般市民に周知するという役割もあわせ持つ。

**270.** 委員会は、記念銘の製作に関し、以下の指針を採用した。

- a) 記念銘は、資産の外観を損なわないように、かつ容易に訪問者の目につくように設置すること。
- b) 世界遺産エンブレムを記念銘上に表示すること。
- c) 銘文は、資産の顕著な普遍的価値について言及すること。この点では、資産の傑出した特徴を簡潔に説明することが有益である。締約国は、様々な世界遺産関係出版物や世界遺産の展示会で使用されている展示説明文を使用することもできる。それらは事務局から手に入れることができる。
- d) 銘文は、世界遺産条約、特に世界遺産一覧表、及びこの一覧表への記載が意味する国際的な認知について言及すること。（但し、第何回の世界遺産委員会で記載されたかについてまで言及する必要はない。）外国からの訪問者が多く訪れる資産においては、複数の言語で文章を作成することが適切と考えられる。

**271.** 以下に本委員会による文例を示す。

『(資産名称)は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載されています。世界遺産一覧表への記載は、文化遺産又は自然遺産としての顕著な普遍的価値をもち、全人類の利益のために保護すべき遺産であることを証明するものです。』

“(資産名称) has been inscribed upon the World Heritage List of the Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. Inscription on this List confirms the outstanding universal value of a cultural or natural property which deserves protection for the benefit of all humanity.”

**272.** 上記に続けて当該資産の簡潔な説明を付加することも考えられる。

273. 更に、国内機関(National Authority)は、世界遺産資産がレターヘッド、パンフレット、スタッフのユニフォームなどに幅広くこのエンブレムを利用するよう推進すること。
274. 世界遺産条約及び世界遺産資産の関連製品<sup>30</sup>の製造権を得た第三者は、エンブレムが適正に見えるようにしなければならない。又、当該製品専用としてエンブレム又はロゴに変更を加えてはならない。

#### VIII.E 世界遺産エンブレムの使用に関する原則

275. 管轄当局は、エンブレムの使用に関する決定を行うにあたって、以下の原則を適用するよう求められる。 決定 39 COM11 参照
- a) エンブレムは、条約について周知するために、条約の業に実質的な関連を有する全てのプロジェクト（技術的、法的に可能であれば既に承認、採択されたものを含む）に利用することが望ましい。
  - b) エンブレムの利用を承認する決定は、販売される商品の数量や想定される収益ではなく、エンブレムを使用する製品の質及び内容によって決定されるべきである。承認の主な判断基準は、世界遺産の原則および価値感に関わる提案製品の教育的、科学的、文化的、芸術であるべきである。カップ、Tシャツ、ピン、その他旅行者の観光みやげなど、教育的価値を持たない製品若しくは極乏しい製品にエンブレムを使用することを、むやみに承認すべきではない。但し、委員会の会合や記念銘披露の式典などの特別なイベントには、本方針の例外的扱いが検討される。
  - c) エンブレムの使用許可に関する決定は、あいまいさを残さず、世界遺産条約に明示された目的及び価値観はもとより、同条約に暗示される目的及び価値感にも適合するものでなければならない。
  - d) 以上の原則に則って許可された場合を除き、営利団体は、世界遺産への支持を表すためという理由で商品等に直接エンブレムを使用してはならない。一方、委員会は、個人、組織又は企業が、自ら適用と考える世界遺産関連書物又は製品を出版、販売することは自由であると認識している。

---

<sup>30</sup> 英語原文は communication products

しかし、世界遺産のエンブレムを使用することは、委員会の占有的特権であり、公式の認可は、本「指針及び原則」及び「用途表」の規定するところに従って運用される。

- e) その他の契約による関係者によるエンブレムの使用は、通常、提案された使用が、直接世界遺産資産をとり扱う場合に限り認可される。そのような使用は、関係国の国内機関（National Authority）の承認を得た後に許可することができる。
- f) 例えば、一般的なセミナー、科学的テーマ及び/又は保全技術についてのワークショップなど、具体的な世界遺産資産が関係していない又は主要な論点ではない場合、「指針及び原則」及び「用途表」に準じて、限定的許可を与えることができる。そのような使用を求める要請は、どのように条約の業を高めることが期待できるかについて具体的に説明することが求められる。
- g) エンブレムの使用許可は、例外的な場合又は世界遺産一般若しくは特定の世界遺産資産に対するはっきりとした利益が証明できる場合を除き、旅行代理店、航空会社、その他商業目的を主として業を営むものに与えてはならない。このような使用の要請については、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠した承認を必要とする。この要請は、関係する国内機関（National Authority）の公式の承認を必要とし、かつユネスコ世界遺産センターとの間との具体的なパートナーシップ合意を結ぶ必要がある。

「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」（192 EX/5.INF）及び PACT 戦略（文書 WHC-13/37.COM/5D）

決定 37 COM 5D

事務局は、旅行会社、その他類似の企業から、エンブレムの使用に対する金銭の支払いと交換に、広告、旅行、又はその他のプロモーションの申し入れを受け入れてならない。

- h) 商業上の収益が想定される場合、事務局は、世界遺産基金に収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び基金への利益配分についての合意内容を記録した契約書又はその他の合意書を締結すること。商業目的の利用の場合、事務局の職員等にかかる人権費及び関連経費のうち通常の業務の範囲を超える分については、エンブレム使用許可の申請者が全額負担する。

また、国内機関 (National Authority)は、資産又は世界遺産基金に、収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び売上げの配分についての合意内容を書面にすることが求められる。

- i) 事務局が頒布する必要があると考える製品を製造するためにスポンサーを探す場合は、少なくとも、「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」(192 EX/5. INF) 及び PACT 戦略(文書 WHC-13/37.COM/5D) の基準及び委員会が規定する追加的資金調達ガイダンスに則って行う。そのような製品の必要性は、書面により解説し、その正当性を証明することとし、委員会が規定する方法により承認を受ける必要がある。
- j) ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名を伴った世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針では「商業利用」をみなす。そのような利用については、具体的な契約合意(2007年ユネスコロゴ指令、第3条 2.1.3 から援用する定義)によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。

## VIII.F 世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き

### 国内機関 (National Authority)の合意

- 276.** 国内機関(National Authority)は、当該事業(国内事業、国際事業)が自国の領域内に存在する世界遺産資産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関 (National Authority)の決定は、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠して行われること。 決定 39 COM11 参照

- 277.** 締約国は、事務局に対して、エンブレムの使用についての管理を担当する機関の名称及び住所を連絡することが推奨される。 1999年4月14日付け回覧書簡  
<http://whc.unesco.org/circs/circ99-4e.pdf> (英語)

### クオリティコントロール (QC)

- 278.** その他のエンブレムの使用承認申請については、以下の手順を適用する。 決定 39 COM11 参照

- a) エンブレムの使用目的、使用期間及び領域に関する法的有効性を示した要請書を、世界遺産センター長宛に送付する。
- b) 世界遺産センター長は、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する。「指針及び原則」及び「用途表」にないケース若しくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。許可されたエンブレムの使用に関して、年次報告が世界遺産委員会に提出される。
- c) 不特定の期間にわたり、広域に頒布される製品へのエンブレム使用承認は、製造者が関連国と協議を行い、関連資産に関する文章及び画像についての裏書を、事務局への費用負担を発生させることなく得ることを条件とする。又、このことがなされた証明を添付すること。承認される文章は、委員会の公用語の1つ又は当該国の言語を用いること。締約国が、第三者のエンブレム使用を承諾する際の書式のモデルを以下に示す。

#### 内容承諾書 (Content Approval Form)

[責任を有する国内団体の名称]は、[国の名称]の領域内に存在する世界遺産資産に関する文章および写真の内容についての承認を行う責任機関として正式に認定された機関として、ここに、[製造者名]が、世界遺産資産 [資産の名称] に関して提示した文章及び画像を [承認する] [以下の変更を条件として、承認する] [承認しない]。(適用されない記載事項を削除し、必要に応じて、修正文又は署名付き訂正箇所リストを添付する。)

**[Name of responsible national body]**, officially identified as the body responsible for approving the content of the texts and photos relating to the World Heritage properties located in the territory of **[name of country]**, hereby confirms to **[name of producer]** that the text and the images that it has submitted for the **[name of properties]** World Heritage property(ies) are **[approved]** **[approved subject to the following changes requested]** **[are not approved]**

#### 注:

すべてのページに、国内責任者のイニシャルを付すことが推奨される。

国内機関 (National Authority)は、内容の審査のため、受領確認時点から 1 ヶ月間が与えられる。管轄国内機関 (National Authority)が書面により期間延長を要請しない限

り、一ヶ月が経過した時点で、製造者は内容が暗黙に承諾されたものとみなしてよい。

文章は、両者の都合の良いように、委員会の2つの公用語のうち1つ又は資産が存在する国の公用語（複数の公用語がある場合はそのひとつ）で作成し、国内機関（National Authority）に提示されることとする。

- d) 要請を審査し、適当であると判断したのち、事務局は、パートナーと合意書を締結することができる。
- e) 世界遺産センター長が、要請されたエンブレムの使用が適切でないと判断した場合、事務局は書面によりその決定について申請者に通知する。

### VIII.G クオリティコントロールに関する締約国の権利

279. エンブレムの使用承認は、国内機関（National Authority）が関係製品に対して品質管理を行うことができるという条件と切り離すことはできない。

- a) 条約締約国だけが、各国の領域内に存在する資産に関して、世界遺産エンブレムのもとに配給される製品の内容（画像及び文章）に対する許可権限を有する。
- b) エンブレムを法的に保護する締約国は、エンブレムの使用を検閲しなければならない。
- c) その他の締約国は、提案された使用を審査することを選択するか、提案を事務局に照会することができる。締約国は、適切な国内機関（National Authority）を特定し、提案された使用を審査することを希望するか、不適切な使用について特定するかについて事務局に通知する責任を有する。事務局は、管轄する国内機関（National Authority）の一覧表を維持する。

## IX. 情報の管理・提供

### IX.A 事務局による情報の保管

280. 事務局は、世界遺産委員会及び世界遺産条約締約国会議に関連する全ての文書をデータベースにして管理する。当該データベースは、次のウェブアドレスに公開されている。<http://whc.unesco.org/en/statutorydoc>（英語）
281. 事務局は、暫定リスト、世界遺産推薦書について地図及びその他の締約国提出使用を含め、ハードコピー及び可能なものは電子書式によりアーカイブ化する。事務局はまた、諮問機関による審査その他の書類、締約国との通信文及び各種報告書（リアクティブモニタリング及び定期的報告を含む）、事務局及び世界遺産委員会からの通信文、資料など、記載資産に係る関連情報のアーカイブ化を行う。
282. アーカイブ化した資料は、長期にわたる保存に適した形で保管される。紙資料、電子形式のそれぞれに適切な方法で保管される。締約国に公開するための資料は、要請に応じて用意される。
283. 委員会によって世界遺産一覧表に記載された資産の推薦書の閲覧は、要請に応じて認められる。締約国自身が、各自のホームページに推薦書を掲載することが強く推奨される。又、そのようにした場合は、事務局へ連絡することが推奨される。推薦書を作成する締約国は、自国の領域内の資産を認定し推薦書を作り上げる際のガイドとしてこの情報を利用することが考えられる。
284. 各推薦書に対する諮問委員会の審査及び各推薦書に関する委員会決定は、以下のウェブアドレスで公開されている。<http://whc.unesco.org/en/advisorybodies>（英語）

### IX.B 世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供

285. 事務局は、委員会メンバー国用のメーリングリスト([wh-committee@unesco.org](mailto:wh-committee@unesco.org))及び、締約国用のメーリングリスト([wh-states@unesco.org](mailto:wh-states@unesco.org))を運用する。このリストの作成の為、締約国は、適切な電子メールアドレスを提供するよう求められる。電子メールのメーリング

リストは、締約国に対する伝統的連絡手段に置き換わるものではなく、これを補完して、事務局文書の作成状況、会合スケジュールの変更、委員会メンバー国及び締約国に関係する種々の課題に関する連絡を、タイムリーに伝達することを可能にするものである。

- 286.** 締約国に対する回覧書簡は、次のウェブアドレスに公開されている。<http://whc.unesco.org/en/circularletters> (英語)

この公開ウェブサイトには、利用者を制限した別のウェブサイトへのリンクが設定されており、(利用制限サイトには)事務局の管理のもと、委員会メンバー国、締約国及び諮問機関を利用者とする特定の情報を掲載している。

- 287.** 事務局はまた、委員会決定及び締約国会議決議をデータベースにして管理する。次のウェブアドレスで公開されている。<http://whc.unesco.org/en/decisions> (英語)

決定 28 COM 9 参照

### **IX.C. 一般向けの情報提供、出版物の発行**

- 288.** 事務局は、可能な限り、世界遺産資産及びその他の関連事項に関する情報で、一般公開・著作権フリーの情報へのアクセスを提供する。

- 289.** 世界遺産に関連した課題に関する情報は、事務局のウェブサイト(<http://whc.unesco.org>)、諮問機関のウェブサイトや図書館で入手できる。インターネットでアクセス可能なデータベースおよび関連ウェブサイトの一覧表を巻末の参考文献に示す。

- 290.** 事務局は、「世界遺産一覧表」、「危険にさらされている世界遺産一覧表」、「世界遺産資産解説」、「世界遺産ペーパー」シリーズ、ニュースレター、パンフレット、および情報キットなど幅広い出版物の作成を行っている。さらに、専門家を対象にした情報や一般の読者を対象とした情報の提供を展開している。世界遺産に関する出版物の一覧表を、巻末参考文献及び次のウェブアドレスに示す。

<http://whc.unesco.org/en/publications> (英語)

これらの出版物は、直接一般の読者に配布されるほか、締約国及び世界遺産パートナーによる全国的、国際的ネットワークを通じて頒布される。